

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

令和7年10月9日

産 業 環 境 委 員 会

速 報 版

- ・ 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- ・ 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- ・ 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

午前9時57分開会

○長井まさのり委員長 それでは、ただいまから産業環境委員会を開会いたします。

————— ◇ —————

○長井まさのり委員長 最初に記録署名員2名を私から指名いたします。工藤委員、加地委員、お願いいたします。

————— ◇ —————

○長井まさのり委員長 次に、異動管理職の紹介があります。

副区長から部長級職員の紹介をお願いいたします。

○副区長 おはようございます。

私から9月1日付で産業環境委員会所管の部長級職員に異動がありましたので御紹介いたします。
宮崎勇一郎足立清掃工場長です。
私からは以上でございます。

————— ◇ —————

○長井まさのり委員長 次に、陳情の審査に移ります。

(1) 5受理番号7 インボイス制度の導入に際し、足立区シルバー人材センターが会員への分配金から消費税分を減額しなくて済むように、足立区として援助を求める陳情を単独議題といたします。

前回は継続審査であります。

執行機関は何か変化ございますか。

○企業経営支援課長 特に変化はございません。

○長井まさのり委員長 それでは質疑に入ります。

何か質疑はございますか。

○西の原ゆま委員 消費税のインボイス制度開始から2年になりました。財務省統計では、インボイス登録事業者の約4割、81万事業者が2割特例という軽減措置を今利用しています。負担軽減策なくなる来年の10月以降の見通しについて、不安と5割が回答しています。廃業、転職を視野に入れているは2割でした。インボイス廃止を求める意見書が、そして陳情請願が、次々採択が相次いで、採択数は約400に上りました。

10月1日に、衆院第二議員会館で建設関係、漫画家さん、ユニオン、音楽家のユニオンさん、フリーライターさん、酪農家の人たちが今こそ廃止の決断をと切実な声を上げています。シルバー人材センターの方も今は経過措置がありますが、来年10月以降はどうなるんだろうと不安な声がこれから上がると思います。どのように対応していきますか。

○シルバー人材センター事務局長 インボイスの経過措置が来年の10月には5%になりますが、それに向けて、十分にその減額分を補えるような形で価格交渉に努めてまいりたいと考えております。

○西の原ゆま委員 是非そのシルバーさんの人たちが負担するのではなくて、十分に補えるように対応していただきたいと、私からも要望したいと思います。

そして、9月頃から若者たちと話をしたときに、いよいよ最低賃金が10月3日から1,226円になりました。63円だったかな、アップというふうになったのですけれども、最低賃金が上がるのはすごくうれしいと話してくれましたが、シルバー人材で働いてる方も、1,226円を下回らないようにしていただきたいと思います。

現状がどうかと下回らないように工夫していた

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

だきたいと思いますが、その点についてはどうですか。

○シルバー人材センター事務局長 最低賃金のアップを踏まえまして、先日も民間事業所を中心に文書を発出させていただきました。

次回契約の際には、最低賃金を下回らないようなことをお願いすると同時に、公共の仕事につきましても、最低賃金は現在でも上回っておりますが、更にアップ率を見越した形で交渉を進めてまいりたいと考えております。

○西の原ゆま委員 是非、文書を民間の事業者に発送したということですが、1, 226円を下回らないようにお願いしたいと思います。

前回の委員会において、葛飾区も視察をしまして、それ以外にもシルバーの方で全戸配布をしていくなど、電話等で調査を行っておりますとありました。それも踏まえて、現在報道広報課と単価の値上げに向けて協議をしている最中ですのでの答弁でした。進捗状況はいかがですか。

○シルバー人材センター事務局長 最低賃金の上昇を踏まえて、新たに見積りを見直して、報道広報課の方に提出したところでございます。

○西の原ゆま委員 最低賃金を下回らないようにお話ししたということなのですが、葛飾区も視察に行ったとおっしゃられていて、シルバーの方で全戸配布をしている区などにも電話等で調査をしておりますということでした。それ以外の自治体での調査、視察なども行っているという認識でいいのですか。葛飾区以外の調査、視察はどこに行かれたのか教えてください。

○シルバー人材センター事務局長 実際に視察に行ったのは葛飾区のみでございますが、電話等で江東区、江戸川区あるいは中野区に調査をしております。

○西の原ゆま委員 この江東区、江戸川区も調査に

行かれたということだったのですけれども、この調査に行って分かったこと、そして足立区との決定的な違いだとか参考にできる点など、もし話合いの中で決まっていたら教えていただけますか。

○シルバー人材センター事務局長 この中で、全戸配布しているのは、葛飾区と中野区というふうに認識しております。それ以外のところは、民間あるいは新聞折り込み、あるいは、中には町会・自治会等に委託しているというのがございます。単価等につきましては、やはり民間の方が高いという認識でおります。

○西の原ゆま委員 単価の方は民間のが高いという調査も踏まえた上で、やはり福祉に資するという観点を是非意識を忘れないでいてほしいと思います。私の周りにも90代の方、シルバー人材で足立区に貢献してくれています。朝の登校時の小学生の誘導員もしていて、この方、広報の配布もやっていますので、二つの役割をシルバー人材で担っています。会う度にいつ動けなくなるか分からないと言われているのですけれども、本人は元気なうちは子どもたちのために安全に学校を案内することが、彼の役割だと思って頑張っていますが、同時に、この誘導員も含め、広報を配るのも、いつまでできるかと本当に不安を抱えています。高齢者であるということ、そして、高齢者が無理なく健康に役割を担えるように、単価の引上げと同時に、配慮を特段にさせていただきたいと思いますが、いかがですか。

○シルバー人材センター事務局長 まず、熱中症対策として、高機能な冷感インナーなどを配布させていただいたということで、さきに御説明申し上げてるところでございますが、それ以外に、緊急連絡先等を常に携行できるようなカード状のものを配布したりなどして、安全に安心して働けるよ

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

うにということで対策を進めているところでございますが、引き続き、新しい知見、他区の新たな対策等がもし見つかりましたら、それも踏まえて、対策を進めてまいりたいと考えております。

○長井まさのり委員長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長井まさのり委員長 質疑なしと認めます。

各会派の意見をお願いいたします。

○工藤てつや委員 継続で。

○たがた直昭委員 継続でお願いします。

○西の原ゆま委員 採択でお願いします。

○加地まさなお委員 継続でお願いします。

○佐藤あい委員 継続でお願いします。

○長井まさのり委員長 これより採決いたします。

本件は継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○長井まさのり委員長 挙手多数であります。よって、継続審査と決定をいたしました。

次に、（２）５受理番号４６ 消費者被害を防止、救済するため特定商取引法の抜本的法改正を求める意見書を政府等に提出することを求めることに関する陳情、（３）受理番号８ 地方消費者行政の維持・強化のための対策を求める意見書を国会等に提出することを求める陳情、以上２件を一括議題といたします。

５受理番号４６については、前回は継続審査であります。

受理番号８については新規付託でありますので、執行機関の説明を求めます。

○産業経済部長 おはようございます。

初めに、２件審査という形になりますが、５受理番号４６に関しては、前回から変化は特にございませんので、報告させていただきます。

それでは、受理番号８ 地方消費者行政の維持・

強化のための対策を求める意見書を国会等に提出することを求める陳情につきまして説明させていただきます。

陳情説明資料の２ページをお開きください。

件名はただいま申し上げたとおりです。

陳情の要旨、（１）から（３）に記載のとおりです。

この陳情に関する内容でございますが、１、地方消費者行政強化交付金について、目的、こちらにつきましては、消費生活、安全で安心な消費生活の実現と地域の活性化に資することを目的とするものです。

交付金のメニュー、表にあるとおり、推進事業と強化事業と二つに分かれております。それぞれ補助率が異なっておりまして、事業メニューは記載のとおりです。

このうち推進事業に関しましては、最長で令和９年度までというふうに交付期間が定められており、この陳情の延長を求めているものは、こちらの推進事業になります。

なお、下に米印がありますが、推進事業につきましては、今年度、消費者庁が来年度の予算概算要求の中で、令和１１年度まで延長するというふうな方針を明らかにしておりますので、延長に関しましては、２年間という期限付きではございますが、願意の一部がかなえられているのかなというふうに考えております。

続きまして、３ページです。

足立区における交付金の交付状況でございますが、１２４万７，０００円、国の方から交付されております。こちらにつきましては、全て強化事業ということで、交付を受けております。

イの米印にありますが、推進事業に関しましては、既に令和４年度まで交付金を受けておりました。交付金については、期限設定がございまして、

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

その期間を満了したため、令和5年度以降の受給はございません。

交付金の内容は（２）のとおりです。

また、（３）消費生活相談員の人件費でございますが、こちらにつきましては、この本交付金の前身となる地方消費者行政活性化交付金、その設立当初から増員等を行っていないため、交付金の対象外となっております。

続きまして、３番、P I O－N E Tでございますが、こちらにつきましては、国民生活支援センターと全国の消費センターをネットワークでつなぎまして、消費者被害の防止等に役立てるために構築されたシステムで、５年ごとに刷新されるというふうな内容です。

この刷新に係る経費ですが、（３）に記載しております。現在、全庁で使用している文書端末を利用しているため、追加費用等は発生はいたしません。

続きまして、４ページです。

消費生活相談のデジタル化ですが、ただいま申し上げましたP I O－N E T、こちらを通じて、過去の相談内容を入力して、相談内容の傾向ですとか、相談者の属性、そういったものを把握し、啓発等に努めているところです。

また、陳情項目の３番にあります地方財政法第１０条でございますが、こちらにつきましては、法令に基づいて、地方公共団体に義務付けられた事務で、国と地方の円滑な運営、これを必要とするものについて、国が負担すべきものを制限列举、限定列举してるものでございます。

その内容ですが、（２）にあります義務教育経費ですとか生活保護経費、感染症の予防、そういった憲法に定められている事務や国の存続に関わるようなもの、それから、身障者とか知的障がい者等社会的弱者、そういった方々に対する経費と

いうふうなところで、３４項目が規定されているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○長井まさのり委員長 それでは質疑に入ります。

何か質疑はございますか。

○工藤てつや委員 新規付託分の方について伺いたいと思うのですけれども、足立区の取組状況ということで、２番の部分にも様々記載がございますけれども、ちょうど中段のところに、消費生活相談員、現在７名の人件費年間３，１０６万５，０００円という記載がありますけれども、この生活相談員の方々の業務内容について確認の意味で伺いたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○産業経済部長 様々な消費者被害に遭われた区民の方々が相談にいらっしゃいます。その方々に対して、電話での相談ですとか、それから対面での相談を行いまして、どのように対応すべきなのかとか、例えばクーリングオフのやり方はどうすればいいとか、弁護士相談のやり方どうすればいいですとか、そういったことをアドバイスをしたり、あと事業者に対して、間に立ってあっせんをしたりだとか、そういった業務を行っております。

○工藤てつや委員 今、産業経済部長の方から、電話の受付、それから対面での御相談というお話がありましたけれども、実際に年間、おおむねどのぐらいの件数を対応されているのか、また１日当たりで換算するとどのぐらいになるのか、もし分かれば教えていただきたい。いかがでしょうか。

○産業経済部長 ここ数年ですけれども、大体５，４００件ぐらいの割合で推移をしております。年間２５０日というふうなところですので、ざっくり割り返してみると、１日当たり２０件ぐらいというふうな数字になってくるかと思います。

○工藤てつや委員 今回というかこの７名で今対応されているようなのですが、この方々というのは、

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

会計年度職員という位置づけでよろしかったでしょうか。

また、この7名の方々というのは、この制度自体というか、電話の受付とか相談をやっているのが、十五、六年ぐらい続いていると思うのですが、この7名の方々というのは、もうずっと変わりがなく対応されてる状況なのか、ある程度スキルをお持ちの方がしっかりといた中での人の入れ替わりとかあるのかどうか、その辺詳しく教えていただきたい。

○産業経済部長 初めに、こちらの7名の方々なのですが、会計年度任用職員でございます。

消費生活相談員に関しましては国家資格でございまして、スキルを持った方をその会計年度任用職員として雇用する形になってますので、比較的長くいらっしゃる方々もおられますけれども、そういった方々が抜けたら、また新たにそういった資格を持つ方を雇用するというふうな形で、今、メンバー構成というか、推移をしているところでございます。

○工藤てつや委員 分かりました。それと、後段の3番の部分なのですが、(1)の記載のとおり、国民生活支援センターと全国の消費者センターをネットワークでつないで、様々連携を図っているようなのですが、このP I O-N E Tは、具体的にどういった役割を果たしているのか。区民の皆さんから寄せられたそういった消費者トラブルに対して、きちんと対応することのできるようなシステムになってるのかどうかというの伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○産業経済部長 先ほども申し上げました相談の類型、そういったものととか、相談者の属性というものの入力を行います。全国で例えばこういった相談が多くあるかというふうなことを国民生活センターの方で統計的に把握をして、増加傾向に

あるものに関しては注意喚起を行うというふうなことを行っております。例えば、その点検商法の関係が増えているとしたら、そういうのに注意しましょうというふうなことで、国民生活センターのホームページで投げ掛けをして、そういった情報は、全国の消費者センターにも伝えられますので、個々の消費者センターが、その区域に住まわれている住民の方に、周知啓発するというふうな形をしています。また、商品情報なんかで、例えば、扱い方によっては、危険な商品とかあるかと思えます。リチウムイオン電池とか。そういったものの商品テストを、お問合せが多かったら商品テストを行って、使用方法に注意しましょうというふうな注意喚起を行ったりというところで、消費者の安全な生活に寄与している、そういうシステムになります。

○工藤てつや委員 分かりました。詳しくありがとうございます。

一番下の(3)のP I O-N E Tの刷新に係る費用についてということなのですが、こちらに、端末については、全庁で使用している文書端末を使用するため、現状費用負担は発生しないというのがあるのですが、このP I O-N E Tのシステムと全庁で使用している文書端末との関係性というのがよく分からないので、ここの部分について教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○産業経済部長 現在、それぞれの職員が机の上で使っているノート型パソコンにつきましては、インターネットの方にも接続することができますので、そちらのインターネット回線を通じて、こちらのP I O-N E Tの方にも接続できるので、今の端末を活用する形で、追加で別の端末を買う必要がないという、そういうことでございます。

○工藤てつや委員 分かりました。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

それと、先ほどの消費生活相談員の件なのですが、平成21年度から現在に至るまで、約15年から16年でしょうかね、この相談員の増員というものを実施していないという記載がございます。ということは、現在の人員の体制でしっかりと受付の体制がなされているという認識をお持ちになっているのか。業務が結構ふくそうして、マンパワーが足りないとか、そういうような状況というのはないという認識でよろしいでしょうか。

○産業経済部長 現在のところは、相談件数が5,400件前後で推移してるので、さほど問題はないとは思ってます。

ただ、消費生活相談も、例えばインターネットを介した相談ですとか、様々なものが増えておりますので、そういったものに新たな知識に対応しなければならないというふうな課題があります。あと、消費生活相談員自身も、こういった方々、高齢化とか、そういった問題がありますので、いつ何があるか分かりませんので、場合によっては増員というのも、将来的にどこかで考えなければならないときも来るかもしれないというふうには考えております。

○たがた直昭委員 私も、受理番号8の陳情で若干お尋ねしたいと思います。

今、相談員の話がありましたけれども、1日平均20件ぐらいだというお話もあったのですが、よく我々も様々な消費者相談があつて、詐欺等々があれば、消費者センターにということで、すぐそちらの方に問合せの電話をするのですけれども、大体1人どのぐらいの平均ですか、1回。

○産業経済部長 件数というふうな形でいきますと、1日20件ですので、勤務人員で割り返すと、2件から3件というふうなところになります。

○たがた直昭委員 恐らくオレオレ詐欺とか、様々

なクーリングオフとか、さっき言うておりましたけれども、ありましたけれども、内容的には一番多いというのは、今、どういう内容、また年齢層についてはいかがですか。

○産業経済部長 まず年齢層でございますけれども、比較的高齢の方が多いというふうな傾向が見て取れます。60才以上の方で昨年度ですと43%ぐらいというふうなところで、65歳以上の高齢化率が24%と考えると、比率的には多いのかなと。

それから相談内容に関してですけれども、やっぱり昨年度ですと、点検商法的なものというのが結構多く後半見られました。屋根が壊れてますよとか、分電盤を点検しないといけないのですけれどもというふうにやってきて、交換費用、多額に請求するとか、そういったものが、昨年度は結構多く見られました。

○たがた直昭委員 これはもう全国的に年々増えてるということでありますので、この辺は強化していただきたいのですけれども、単純に先ほど工藤委員も質問ありましたけれども、この7名体制で今うまく足立区は回ってるということで考えていいのですか。

○産業経済部長 先ほど工藤委員の方にもお話し申し上げましたが、現状は回っております。ただ、先々やっぱり様々な相談内容に対応しなければならないとか、高齢化の問題もありますので、どこかで増員を考えなければならない事態が来るかもしれないというふうには危惧しております。

○たがた直昭委員 非常に大事な部分だと思いますので、これはもう本当に強化、やっていただきたいと思いますけれども、最後1点だけ、後段3の(2)のところで、PIO-NETの刷新内容と書いてありまして、今後、令和8年10月に機能強化ということでありますけれども、これもうちよつと具体的に説明していただきたいのですが。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○産業経済部長 実は、細かな刷新内容について、消費者庁から、この程度の情報しかまだいただいております。分かりましたら、こうした場でもって御報告は差し上げたいと思います。

○西の原ゆま委員 私は前回で、だまされないで通信の周知徹底をお願いしますと要望してから、地域で町会の掲示板ですとか、自治会の各階のフロアにこのようにだまされないで通信を拝見することが増えました。このチラシを見る度に、変な訪問とか電話等の勧誘とかそういうことがないかというふうに、私もエレベーターの中とか、町なかとかで人と話すきっかけになって、すごい心強い掲示板となっています。迷惑電話、お金を請求するようなショートメール等も、皆さん、1度は受け取ったことがあるというぐらい、周りにはこういった被害などがはびこっている実態だと思っています。

この陳情の文章を読むと、2023年、国全体で消費生活相談件数は90万9,000件、被害総額が約8.8兆円にも達していて、先ほど、それぞれ委員のお話でもありましたが、65歳以上の相談件数が全体の30.5%、国全体ではなっているということでした。これも先ほどありましたけれども、相談内容が、インターネット通販の定期購読に関する相談、SNSをきっかけとする被害の相談件数が過去最多になっている。被害も多様、高度化している。東京でも、13万件前後の相談、その3分の1が高齢者なので、被害に遭う内容が多様化して高度化している。消費者被害に対応するためにも、専門的知識や経験が必要であるからこそ、一番身近な地方公共団体が相談体制を維持、拡充していくことが重要であると、この陳情の文章には書いてありました。

今、被害実態を見ても、区民の方が被害に遭ったときに、消費生活相談員の重要性が述べられて

いますが、区はどのように認識していますか。

○産業経済部長 西の原委員がおっしゃいましたとおり、消費生活相談員の重要性というのは増しているというふうに思います。

本当に様々な新しい手法を使った商法というのがありますので、そういったその最新の知識というのをしっかりと研修等で身に付けて、それを区民に対するアドバイス、区民の方に対してのそのアドバイスにしっかり活用していくことが重要だと思っています。

○西の原ゆま委員 この地方消費者行政強化交付金についてなのですが、この消費生活相談員の人件費にも充てることができる、この交付金などの財政支援を早急に措置することと陳情ではありました。この消費生活相談員の人件費への交付金活用というのは、新規の設置とか増員による経費が上がった場合しか対象ではないから、足立区では、相談員の増員をしてこなかったから、給付金の対象外となっていると、区の説明資料にあります。しかし、これだけ被害が実際に直面して、私も話を聞いて、被害総額も、国全体で8.8兆円という巨額なお金が動いていて、被害に表れているにもかかわらず、足立区でも例外ではないと思います。消費生活相談員の増員も、先ほど産業経済部長の方から、増員も考えていかななくてはならないと答弁されましたが、増員もしていくべきだと思います。いかがですか。

○産業経済部長 増員に関しては、今現状は大丈夫だというふうに考えております。ただ、将来的にそういう時代が来ることもあるのではないかと危惧しているというふうに答弁を差し上げた次第でございます。

○西の原ゆま委員 もう是非、今現在と言っていますけれども、こういうふうに足立区でも公表はされていますが、町なかで歩いていくと、本当に私

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

たちのところにもだまされたとか、多額のお金をやり取りをしてしまって、これが詐欺だったと気づいたというふうになったときに、私たちもどのように対処すればいいのか、弁護士に頼むのか、いや、ここの消費生活相談員がいるよということで、何回も私もエル・ソフィアに行ってお話を聞いてきたのですが、本当に専門の方の知識がたけていまして、こんなに分厚い電話帳みたいな資料も駆使しながら、一人一人に寄り添っていましたので、1日20件くらいで足りているということだったのですが、是非実態を見て、どのような相談に丁寧に取り組んでいるのか、1人に対して1時間とか、それ以上掛かる場合もありますし、電話でやり取りもしてくれますので、是非足りているというふうに言うのであれば、実態を見ていただきたいと思います。いかがですか。

○産業経済部長 私も消費者センターには定期的に訪れておりまして、様子というのを見せていただいております。

今後も引き続き状況について、観察に努めていきたいと思います。

○加地まさなお委員 私も何点か。今も聞かせていただいて初めての陳情だったので、分からないところがあったのですが、皆さんの質問で大分見えてきました。

その中で、さっきの質問の中でも、60歳以上の方が43%以上御相談に来られているという中で、私もこれもひと事ではなくて、日々朝起きると、スマホの方にいろいろなメールが来たりとか、もう電話が掛かってきたりとか、これいつだまされるのか分からないという中で、若者もかなり被害、例えばですけれども、オンラインギャンブルへの誘いとか、そういうのもあると思うのですが、その辺というのは、区は、この若い方がどのくらいこれ被害をこうむっているかというのは、

情報を得ていますでしょうか。

○産業経済部長 若い方々の相談としては、20代未満の方は、昨年度2.5%、20代の方は13%になってます。

内容の関係なのですが、20歳未満の方ですと、インターネットのゲームに関するものというのが結構多いございます。20歳代の方ですと、賃貸アパートですとか医療サービス、そういったものがございます。

○加地まさなお委員 分かりました。これ、実は、相談のパーセンテージが低いので、ちゃんとこの若者がこういう詐欺とかそういうのに引っかかったときに相談したいのだけれども、分かってないというところが強いのではないかなと思うのです。正に啓発の部分で、若者にリーチできていないのではないかなと思うのですが、その点いかがでしょうか。

○産業経済部長 若い方々に対するリーチが大事だというふうには考えております。ですので、例えば18歳になる直前に、その年代の方々に、消費者センターの御案内のダイレクトメールを出したりとか、区内の大学の新入生に向けて配布をお願いしますということで、消費者被害に遭わないようなそんな冊子を大学を通じて配布をさせていただいたりとかしております。

ただ、そういったものが、どれだけ若い方に見ていただけているのかというふうな不安といいますか、懸念はあります。

○加地まさなお委員 だます、だまされないは、年齢関係ないと思うのですが、やっぱり経験してる分だけ、だまされにくくはなると思うのですよね。大人になった若い人って、特に分かりづらい、どこに相談するのか分からない、経験がないのでね。その中で、これ強化する、2の(2)のイですか、若者への啓発のやり方で、啓発はがきなんて書いて

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

てあるのですが、若者、そもそもはがき読まない、もう来てても読まないですよ。今、若者も全部SNSですよ。そういうところに、これから相談員の方も一緒に考えて、若者への対応というのが急務だと思うのですが、いかがでしょうか。

○産業経済部長 確かに、はがきを読まないというのはあるかと思います。ただ、直接に届ける手段として、やっぱりそういうのがまず必要かなと。あとは、ホームページとかSNS、そういったものを使って頻繁に発信していくことと、あと発信の手法を工夫することということだと思います。

前回佐藤委員の方からお話がありましたリアル動画を使つての周知ですとか、若者が見てみようかなというふうに思えるようなきっかけみたいなものを発信することが大事なのかなと。そこから、その周知をしていくことが必要なかなというふうに感じます。

○加地まさなお委員 ありがとうございます。若者って、私も子ども2人いるのですが、もう本当にショート動画しか見ないですよ。1分ぐらいです。それでもう情報をばんばんばん取っていく中で、区の方も、Instagramも始めたと思うのです。そういったところで、相談員の皆さんの今までの経験、ノウハウがあると思うのです。そういったところを相談員の方から、こういうことに気を付けようねとかいうような情報を、ショート動画とかに撮って、このInstagramとかTikTokとかいろいろあると思うのですが、そういったところで拡散してもらえるようなことをしていけば、若者もこういうふうに相談すればいいんだというふうになると思うのですが、いかがでしょうか。

○産業経済部長 様々なメディアを使って、様々な年齢層に届けていく必要があるというふうに考えております。今後も工夫をしてまいりたいと思います。

ます。

○加地まさなお委員 すみません、あともう1点だけ。この陳情の内容で、デジタル化に生じる費用を国においてということを書いているのですが、このデジタル化というのは、例えば今、もう生成AIの時代でもあります。そういったところで、この人員とともに、そのデジタル化というのは、AIを取り入れて、相談内容をより蓄積をして、この相談者に対応するということに対してのデジタル化なのかというのが分からないのですが、これは陳情の内容なのですが、これどういうふうに区の方では捉えていますか。

○産業経済部長 こちらに書かれてるデジタル化というのは、この生成AIの活用までは言っていないのではないかと考えております。あくまでそのデータベース化として、そのデジタル化というのを念頭に置いての記載ではないかというふうに考えております。

○加地まさなお委員 分かりました。ありがとうございます。区の方も、もうGoogleと提携して、これからどんどん生成AI使って、今まで人員が必要になったところを、これをAIで対応するというところに向かっていくんだと思います。高齢者もこれから増えていくと思うのです。高齢者にはやっぱり難しいですよ。なので、人員をそこに、これから今まで、そういうところに対応していた方が、AIが対応するということで、時間もまた違う形になってくると思うので、取れる時間が変わってくると思うので、人員を配置していただいて、これから増えていく高齢者には、人と対面で対応、今までの対応、オンラインの対応もそうですけれども、若者に対しては、先ほどのような対応というのが必要だと思うのですが、最後いかがでしょうか。

○産業経済部長 相談所も多様化してます。電話と

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

か対面というのが主でしたけれども、今後はそのネットを介した相談手法ですとか、あるいはまだ全然進んでないですけども、チャットボットですとか、そういった手法なんかもあり得るのかなというふうに考えます。それは、技術の進歩ですとか、そういったこともあるかも踏まえて、対応していく必要があると思います。

○佐藤あい委員 ありがとうございます。私からも消費者被害防止等に関して、少し伺いたいと思います。

これまでもショート動画ですとかでの啓発というお話をいただいております。こちらに関しては、具体的に早期に進めていただきたいと考えております。直近でも、小学生の娘からLABUBUが欲しいと言われまして、LABUBU御存じでしょうか。（発言する者あり）欲しいって言ってますよね。すごく人気なので、ぬいぐるみみたいなものなのですけども、でもそれを誕生日プレゼントで買うといったときに、偽物が多いと。それもショート動画で全部出ていて、偽物はこういうふうなルートで買ったら偽物かとか、こういうルートが正規だみたいなものを小学生に全部言われまして、ショート動画ってすごく、やっぱり影響力があるなというのは本当に直近で痛感しております。やっぱりそういったところからも、そのショート動画というのは、是非是非取り組んでいただきたいなと思っております。しっかりと刺さる動画というのが作っていけるのかなと思っておりますので、期待をしているものであります。

また、今ちょうど、産業経済部長からもチャットボットの話が出たと思いますが、足立区でも、例えば粗大ごみとかを出したいといったときに、チャットボットが使えたりとかという形で活用が進んでいるのかなと感じていて、是非そういった気軽に相談ができる、これってもしかして私被害

に遭ってしまったかと思ったときに、気軽に相談をするという意味では、対人ではない方が相談しやすいという側面もあるのかなと考えておりますけれども、そのあたりいかがでしょうか。

○産業経済部長 気軽に相談したいというふうなそういう需要もあるでしょうし、あとその時間を気にせずに相談したいという需要もあるかと思うので、そのような取組は今後必要になってくるのかなというふうには思っております。

○佐藤あい委員 是非お願いいたします。やはり相談を迷ってしまってどんどん事が大きくなってしまいうということもありますし、泥沼化していくみたいなことはあると思っておりますので、そういった意味での活用というのは、早期に検討をいただきたいところであります。

あと、文京区の消費者センターでは、LINEアカウントをお持ちなのですけども、そこでは、勉強してもらおうという意味で、週替わりのクイズというのができるようになっております。こういった形で、この啓発というのも楽しく学んでいただくというものもすごく有効なのではないかなと思います。いかがでしょうか。

○産業経済部長 クイズ形式で、区政に関して興味を持っていただくというのは、有効な手段だと思います。

我々も、今月行いますくらしフェスタですとか、そういったところ、クイズコーナーみたいのもありますので、そういったものをホームページとかSNS上で展開するというのも一つの手段かなというふうに考えます。

○佐藤あい委員 是非お願いします。やはりSNSであつたり、ホームページ、LINE等、そこで気軽に身近に日頃からクイズなどで学んでいただくということができるとすごくいいなと思いますし、クイズをやっていただく楽しさもそうですけ

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

れども、そこに何かポイントみたいなものだったり、別にそれがお金の掛かる特典ではなくてもいいと思います。クイズを何度もクリアしていくことで、何かレベルが上がるみたいなものでもいいと思いますし、何かそうやって楽しめるような形で、この消費者被害防止という観点でも学べるものというのも、是非企画をいただけるといいなと思いますので、是非お願いいたします。

最後に、C4thでの配信というのを以前、私夏休み前をお願いをさせていただいて、そちら配信が難しかったという状況があったと思いますけれども、今後C4th、Home&Schoolでの配信予定など伺えますでしょうか。

○産業経済部長 前回大変失礼いたしました。9月に入ってから配信をさせていただいたのと、あと今後、長期休み、冬休みの直前の12月の頭ですとか、春休み直前の3月頭ですとか、そういったタイミングを捉えて、発信の方はしてまいります。

○岡田将和委員 新規付託された陳情ということなのですが、陳情の要旨、三つありますが、主に、やはりこれ見て拝察できることは、業務の負担ですとか、いろいろとこういう地方消費者行政の課題がかなり多くあるのかなというふうに拝察しているのですけれども、このPIO-NETなのですが、実際、昨今のやはりデジタル技術の進化というのは物すごく、もう我々も議事録とか全部ボイスメモを取ってすぐAIに投げて議事録ができるとか、そういうやっぱり昨今のデジタル技術の進化がものすごいので、もしかすると、このPIO-NET自体がかなり使いづらいのかなというふうにお見受けするのですが、このPIO-NETというのは、例えば我々委員が見せていただくとか、閲覧させていただくということは可能なんでしょうか。

○産業経済部長 基本的には、個人情報とか、プラ

イベートに、そういう被害に遭ったというふうな情報に関わることですので、一般にお見せることはしておりません。

○岡田将和委員 基本的には、国会等への意見書ということになっておりますので、あくまで国がやることではあると思うのですが、我々区としてできることとしては、PIO-NETが今どういう状況で運用されてるかですとか、かなり煩雑な手続になってるかとかという確認をすることは前向きに検討していただきたいと思うのですが、そのシステムの個人情報を見ないでも、PIO-NETがどういうインターフェースとか、個人情報にアクセスしないような形で、そういうものかどうかというの我々も知る必要があるのかなというふうに聞いていて思ったのですが、検討は難しそうですね。

○産業経済部長 例えば、入力情報を除いたどういう項目、入力情報そのものではなくて、どういった項目があって、そこにどんなものを入力するかみたいな具体的なイメージということでしたら、御提示の方はできるかもしれません。そのところについては検討させていただきます。

○岡田将和委員 やはりこの陳情の中身を見ても、PIO-NETの使い勝手が何か悪いという、そういうような思いも酌み取れますし、やはり足立区の行政の一部の一端を担っていただいている消費行政ですので、そういったものも我々も見たいなというふうに感じましたので、よろしく願いします。

○長井まさのり委員長 他に質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○長井まさのり委員長 質疑なしと認めます。

それでは、各会派の意見をお願いいたします。

○工藤てつや委員 足立区の消費者行政については、適宜適切に、また安定的に長年にわたって、しっ

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

かりと対応されてきてるのではないかと認識しております。

ただ、まだまだやっぱり今の議論の中身を考えますと、課題も多くあるのかなと思っておりまので、今回の新規付託分の陳情、受理番号8、それから、今までやってきた5受理番号46、共に、私どもとしては継続ということをお願いしたいと思ひます。

○たがた直昭委員 新規付託に関しましては、まだ議論の余地があるということで、46と8に関しては両方とも継続でお願いします。

○西の原ゆま委員 悪質な業者にだまされたときに、だまされたと気が付いてからすぐに相談できる窓口の拡充が必要だと思います。お金が多額だと、一日でも早く相談したい、それを解決するための行動に踏み出すことが望まれますが、交付金がなくなっても、現状の施策を維持できるほど十分な程度に達していませんと、陳情者が述べられていることも考えると、地方の消費行政の維持、強化のための対策を求める意見書を提出することが求められていると考えるので、両方とも採択でお願いします。

○加地まさなお委員 受理番号8の方は、新規ということなので、新規の陳情なので、議論も今日やっと聞いていて分かってきた、まだ始まったばかりということなので、受理番号46とともに、まだまだ議論したいので、継続でお願いいたします。

○佐藤あい委員 どちらも継続でお願いします。

○長井まさのり委員長 これより採決をいたします。
採決は一括で行います。

本件は継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○長井まさのり委員長 挙手多数であります。よって、継続審査と決定をいたしました。

次に、(4)6受理番号9 2030年のCO₂削減目標を60%以上と設定することを求める陳情を単独議題といたします。

前回は継続審査であります。

また、報告事項(8)第三次足立区環境基本計画改定版指標の進捗状況についてが、本陳情と関連しておりますので、併せて説明をお願いいたします。

○環境部長 よろしくお願ひいたします。

それでは、産業環境委員会報告資料の環境部の方を御用意ください。

6ページとなります。よろしいでしょうか。

第三次足立区環境基本計画改定版指標の進捗状況についてでございます。

2024年、令和6年度の実績について概要を報告するものでございます。

1の(1)区内のエネルギー使用量でございますが、こちら、オール東京のデータになりますので、2022年度が最新となっております。2021年度が、新型コロナウイルスの関係で外出自粛がございましたので、家庭部門が増えたことから、全体の量が増えておりましたが、2022年度については、それが解禁になりまして、減少に減少したということでございます。

(2)番が、再生可能エネルギーの導入による二酸化炭素排出削減効果量でございますが、年々再生可能エネルギーを導入しておりますので、右肩上がりで目標をクリアしているところでございます。

7ページでございます。

(3)番、区が把握できる廃棄物の量でございます。こちらにつきましては、区の収集ごみ、事業系の持ち込みごみ、前年に比べまして減少しておりますので、目標値の方も下がっているところでございます。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

(4) 番からは、世論調査の結果になってございます。ごみがなく地域が綺麗になったと感じる区民の割合でございますが、目標値50%を超えて61.8%ということで、前年度よりも大幅に増加してございます。

8ページでございます。

(5) 番、自然環境を大切にすることを心がけている区民の割合でございますが、こちら目標値40%に比べてかなり低迷はしてございますが、前年度よりかは上昇したというようなところでございます。

なかなか生物多様性ですとか、植物や水質、そういったところに関しての関心が、他の環境保全の取組と比べて低いようなところがございます。

次、(6) 番、日頃から環境への影響を考えて具体的に行動していると答えた区民の割合でございます。こちら、目標は80%掲げておりますけれども、低迷してございます。ただ、前年よりかは若干上昇しているところでございます。

9ページからは、2024年度実績と達成度につきまして、五つの柱ごとに集計をさせていただいたのを抜粋してございます。詳しくは別添資料を付けてございますので、御覧いただければと思います。

私からは以上でございます。

○長井まさのり委員長 なお、所管事務の調査、(1) 二酸化炭素排出実質ゼロに関する調査についても、本件と関連しておりますので、併せて質疑を行います。

何か質疑はございますか。

○西の原ゆま委員 この気候危機打開のための本気の取組というのを本当に進めていかなければいけないと思っています。前回の委員会でもありましたが、この決定的な10年に思い切ったCO₂削減に各国が取り組まなければいけないとIPCC

は言われていて、イタリアで行われた2013年のときには、COP28で日本を含む同盟加盟国全会一致で合意した目標や方針を踏まえて、2035年を期限とする新たな温室効果ガスの排出削減目標を提出するように求められていたりということだったり、国連が求める野心的な取組に挑戦することで、2050年よりも前に実質ゼロを目指していこうというふうに、私も勉強してきたわけなのですが、今回の環境審議会の中でも、CO₂削減について専門部会で学んできました。専門部会だったので、審議委員のメンバーは10人もいないくらいだったので、学びの機会となりました。今後も、この専門部会での専門家のレクチャーというか、講義のような場はあるのでしょうか。

○環境政策課長 CO₂部会での今後の専門家の参画というところでございますが、次回も、委員として参画していただきまして、議論について御助言いただくという形になってございます。

○西の原ゆま委員 この中で、埼玉県環境科学国際センターの嶋田さんという方からお話を聞いたのですが、そこでも、そこでびっくりしたのが、温暖化の最大の問題は、気象災害、自然災害が増えるということだと。今、ヨーロッパや日本やアメリカでCO₂を多く排出している先進国が原因をつくっている一方で、それを実際に被害を受けているのが、インフラが脆弱な発展途上国ですと言われていました。数年前にフィリピンを襲った巨大台風の被害ですと、被害を受けるのは、今の子どもたちや将来世代だということです。この理不尽から、気候変動は、国際的な人権問題だと最近では考えられていますとおっしゃっていました。この不正義を止めるために、気候正義、クライメイトジャスティスという言葉が使われていました。最近では、若者たちがデモを行って、最大の問題は災

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

害の増加だけれども、それに加えて、人権問題として捉えるようになってきているという説明がありました。

是非、この内容というものに対して、一人でも多くの方に環境問題に関心を持ってもらうため、自分から行動に踏み出す、こういうことを選んでいきたいと思わせてくれたのですが、区民の皆さんにも、手軽に学べるような、毎月発行しているエコナビとかコラムとか、私も楽しみに読んでいるのですけれども、こういった話し合われた専門家の先生のお話だとか、こういう声を、手だて、工夫とかいろいろ知らせることはできると思いますが、いかがですか。

○環境政策課長 区民の方々に分かりやすくお届けする手だて、私どもも非常に大事だなというふうに考えてございます。

直近で行きますと、この週末に開かれます、A－F e s t a で身近なところから体験できるような展示ブースを出させていただきますし、またお子様の環境学習というところでも、学校に出前講座を派遣して、具体的な事例等を紹介しながら勉強すると、そういったものを様々やってございますので、今後も、そちらの方を充実させてまいりたいというふうに考えてございます。

○西の原ゆま委員 いろいろなところで、A－F e s t a や出前授業などを行っていききたいということなのですが、最新の新しい動きも少しだけ紹介したいと思います。この先生も言われていて、私もはっとさせられたのが、20年ほど前は、温暖化の仕事をさせていただいているそうなのですが、昔は温暖化対策というと、企業の方にお話をすると、コストでしかない、足を引っ張らないでというふうに随分言われました。それがこの10年間で随分大きく変わってきたと思います。そのきっかけは幾つかあると思うけれども、

やっぱり事業継続をしていくためにも、やっぱり環境問題に取り組む、そういったことが、取り組まない限り、どんどんマイナスに影響が出始めているからと、自分事になり始めたと、企業自体が自分事になり始めたと言っていました。この新しい動きに対応することが、企業の価値を高めて、株価が上がるといった状況が出始めていると、そういう希望も働いていたのですけれども、その出前授業であつたりとか、A－F e s t a であつたりとか、環境保全、生物多様性やいろいろとても広いのですが、やっぱり環境に取り組むことによって、自分たちが選び取ってこうと、希望ある未来を担う子どもたちを担っていけるような、わくわくしたような、そういう社会を目指せるんだというところも是非入れていただきたいと思うのですけれども、工夫とかありますでしょうか。

○環境政策課長 具体的には、行動変容部会というところで、環境審議会の中では所掌では議論される部分が大きいのかなというふうには思います。ただ、西の原委員御指摘のとおり、具体的に自分たちが学び取って、それを生活に役立てるという施策というのは、部会に限らず、共通する認識かと思っています。C O₂部会の次の議論の中でもそういったお話が出るかなというふうに思います。私どもとしても、様々な情報をキャッチしながら、こういったものがすばらしいのか、でき得るのかというところ、情報提供を多様にさせていただきながら進めていきたいというふうに考えてございます。

○西の原ゆま委員 その中で、これだけ区民の人たちに興味を持ってもらってとか、行動に踏み出すということは、とても大事なことなのですから、先ほど環境部長の方から報告があったように、自然環境を大切にすることを心がけている区民の割合が26.2%、だけれども、日頃から環境へ

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

の影響を考えて具体的に行動していると答えたのは69.1%もいると、私はこれをすごく問いの立て方に違和感を感じました。なぜなら、この自然環境を大切にすることだったり、前向きな思いとか心掛けをしていないと、次の具体的に行動する意義とか行動しようというところに★★が見えてこないからです。環境への影響を考えて、具体的に行動しているということは、自然環境を大切にしようと思っているからこそその行動なのではないかなと思うのですけれども、その辺に関してかがですか。

○環境政策課長 私どもといたしましても、こちらの（５）の自然環境のところのポイント数が低迷してるというところにつきましては、非常に課題だなというふうに思っています。

西の原委員御指摘の問いの立て方、こちらの方、世論調査で、様々非常に多い問いの中で、私ども所管としては、非常に注釈を入れて分かりやすく回答しやすいという形で問いを立てていきたいという思いもあるのですけれども、それはやっぱり非常にこの紙幅の制限があるというふうなところも実態があるというふうに考えてございます。

ただ、今後も、★★等を調整しながら、この世論調査の項目について、具体的に分かりやすく問いができるような形で研究してまいりたいというふうに考えてございます。

○西の原ゆま委員 課題があるというふうにおっしゃっていたのですけれども、私はむしろこの日頃から環境への影響を考えて具体的に行動していると答えた区民が69%以上もいるということは、すごく励まされるプラスな面だと思います。なので、これを自然環境を大切にすることを心がけている区民の割合26.2%で課題だよということではなくて、いや、でもそれを大切にしているからこそ、具体的に行動している区民がこれだけたく

さんいるというのは、もっともっと宣伝なり、周知をして一緒にやっという醸成をつくっていくことが私は大事だと思います。

今後についてなのですが、今後どのように行動していくのか、これを区がまとめているのは、再生可能エネルギー導入の拡大とごみ減量のこの二つを注力すると書いてありました。具体的にどのように区民にこの二つを頑張っていくんだよというのを知らせていくのですか。

○環境政策課長 申し訳ありません。西の原委員の書いてあったというのは、これ、先週の部会の…。あ、今後の方針、大変失礼いたしました。

私ども環境部といたしましては、部の2本の大きな柱で、ごみ減量とCO₂削減という形で掲げているところでございます。区民の方々に行動変容を促す補助金であるとか、あとはイベントであるとか、そういった学習面で、行動変容を促すところを現在やってるところでございますし、今後もやってまいりたいというふうに考えてございます。

○西の原ゆま委員 私も環境審議会のメンバーとして、いろいろ勉強していく中で、やっぱりいろいろな項目があると、いろいろなプラスチック回収だったりとか、CO₂削減のために何ができるかとか、たくさんの環境部としてやっているものがありますよね。その中で、ここで今回初めて10ページの最後に、では何をするんだといったときに、この二つが、バンと、再生可能エネルギー導入の拡大とごみ減量に注力するんだというのに出されていまして、私の認識も変わったわけです。この二つを頑張っていくんだということを初めて知りましたので、これを頑張っていくことはもちろん大事なのですが、やっぱり環境部としても、この二つ頑張るよというのをしっかりと区民に知らせていく、そしてその行動変容っておし

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

やっていたけれども、一部ではなくて、みんなに足立区としてこれを頑張るんだよというものちゃんと伝えていくべきだと思いますが、どうですか。

○環境政策課長 この二つ、区民の方々に、今、ホームページなど、機を捉えてお話ししているつもりですけども、今後確かに分かりやすく、より分かりやすく伝えていく必要は当然あるというふうに考えてございますので、機を捉えて充実させていきたいというふうに考えてございます。

○加地まさなお委員 私も陳情の趣旨から、もろもろ質問させていただきたいと思います。前回も、まずこのCO₂削減、これ非常に重要だと思いますが、私としては、行き過ぎた環境政策なのではないかなと、昨日の決算特別委員会でも言わせていただきました。その中で聞いてきましたが、改めて何を基準にこのCO₂削減を考えているのか、改めて聞かせてください。

○環境政策課長 CO₂削減の基準というところで申し上げますと、現在は、足立区といたしまして、2030年までに46%更に高みを目指す、そういうような目標を持っております。

○加地まさなお委員 ありがとうございます。前回の委員会で聞きましたが、世界の情勢もちゃんと確かめると。あとは、国連等、世界の基準と国の基準としっかりと照らし合わせて、足立区もやっていきますよというような内容だったと思います。

その中で、この産業環境委員会の情報連絡の資料3ページの中に、新たに2035年に61%、2040年に73%というこれもう大変これすごい削減目標を検討されています。しかしながら、先ほどの西の原委員の中にあった今のデータもありますが、これ環境基本計画指標を見ると、もし目標達成にこれなかなか行かないぐらいのいろいろなデータが出てると思います。先ほど見てもで

すね。例えば、省エネルギーを心がけている区民の割合、目標が20%近くも下回っていますし、この5年間ほぼ横ばいです。またCO₂★★街路樹を1年間でも318本、減少したりしています。実績、データを踏まえた上で、今後新たにこの検討されて、非常に高い目標なのですが、これ区はこういうふうな科学的根拠に基づいて達成可能だと考えているのか、その辺をお聞かせください。

○環境政策課長 若干説明させていただきたいと思いますが、こちらの環境審議会専門部会の実施結果の一定を確認した報告ということで。今の附属機関での議論の進捗報告という形になってございます。ただ、こちらの議論の背景には、国の新たな仕組み、2月に示された第7次のエネルギー基本計画でのもの、そして、同時期に都が示したCO₂の削減の目標、そういったものを示した上でのこちら議論という形になってございます。こちら、答申を受けまして、私どもといたしましても、区として新たに設定をしていくと、そういうものが流れになっているということを御説明させていただいております。

○加地まさなお委員 ありがとうございます。

産業環境委員会情報連絡の資料2ページに、区が設置した専門部会の専門委員から、山や森林を切り開いて太陽光パネルを設置することに効果あるのかとか、長期的にはそれはマイナスであると、これ大変重要な指摘がされています。この専門委員の指摘は、太陽光発電の推進に当たり、その負の側面や隠れたコストにも目を向けるべきだというこれ重要な科学的視点だというふうに私は感じます。

CO₂、このことを考えると、今この日本がやっていることというのは、このCO₂排出を海外に押し付けているというようなスキームになっていると私は考えます。ソーラーパネルなのですが、足立

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

区もありますが、原料であるポリシリコンの製造というのが、莫大な電力が必要であります。その多くは海外の石炭化石火力発電で賄われているというふうに認識しています。このCO₂が、結局ソーラーパネルを使って出していないかもしれませんが、その製造時にはCO₂を大量に使っているということの考えに対する区の見解を伺います。

○環境政策課長 加地委員御指摘の製造時の問題、そういったところがあるというふうには認識してございます。

環境問題、ライフサイクルコストで、ライフ製造時から排出をしていくと、ライフサイクルの中でCO₂がどれだけ削減されているのかというところ、そういったその視点で見ることも大事なところというふうに考えてございます。そういった意味で行きますと、太陽光パネルにつきましては、この国の第6次基本計画、そして第7次エネルギー基本計画の中でも非常に再生可能エネルギー、そして太陽光パネルは重要なものというふうに位置づけられております。そういったところを区としても認識しているという状況でございます。

○加地まさなお委員 私はもうCO₂削減には、基本的にはソーラーパネルの助成を国と都と区で、多分助成を分けてしてと思うので、推進をしているという認識であります。ですが、このソーラーパネルなのですが、これ安全と将来性の負担の問題があります。区の方では、森林伐採にメガソーラーというのはあり得ないのですが、住宅、屋根の上にソーラーパネルを付けていますが、住宅密集地である足立区で、このパネル設置は、火災時の消防活動におけるリスクを高める可能性があるという指摘されています。また、ソーラーパネル、鉛などの有害物質が含まれていまして、20年後、30年後に膨大な量の産業廃棄物となります。この火災リスク、将来の有害廃棄物の処理、実は国

も答え出していない。違う委員会でいえば、トイレの問題とかありますが、出口の問題ですよね。これも解決していないのですが、このリスク評価ですよね。すごい必要だと思うのですが、具体的な対策と今後掛かる費用負担、どういうふうに想定しているのかお聞かせください。

○環境政策課長 太陽光パネルの火災のリスク、そして鉛などの有害物質というところでございます。まずは、電気設備でございますので、設置をする段階で、例えば電気管理主任技術者であるとか、そういったものが一定のその規模であればそういったものが義務付けられているというような状況でございます。更には、設置する際に、各メーカーなどの保証の問題であるとか、そういったものがあるというのは確認ができています。あとは、有害物、確かに含まれてる部分もあるかと思えます。ただ、少しお時間掛かるかもしれませんが、例えば、今、新たな太陽光パネル、ペロブスカイト、そういったものはヨウ素で日本で取れるものが多いというふうに聞いてございます。こういった技術開発の部分も日進月歩かというふうに考えてございますので、そういったところも、状況も、注視しながら進めてまいりたいと考えてございます。

○加地まさなお委員 ありがとうございます。日進月歩なので、この先にはまだ決まってないというところなので。

先ほど言いましたが、区、もう3分の1ですかね、ソーラーパネルに関しては助成をしていると思います。ソーラーパネル、今、足立区も使用しているものというのは、主に、どこの国で製造されているか、その辺は認識ありますでしょうか。

○環境政策課長 製造国というと中国が多いのかなという認識でございます。

○加地まさなお委員 ありがとうございます。正に

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

そのとおりです。ソーラーパネル、主要なこのサプライチェーンというのが、中国の新疆ウイグル自治区というところに集中しています。およそ40%ぐらいなんているのを聞いています。そこで、深刻な人権侵害の疑いが国際社会から指摘されています。御存じでしょうか。

○環境政策課長 そういった報道があるということは見聞きしておりますが、全てが新疆ウイグル自治区のパネルであるということも、なかなか言い切れないのかなというような認識でございます。

○加地まさなお委員 ありがとうございます。認識はしていただいているということで、ありがとうございます。

この問題に対して、各国は対応、いろいろしています。アメリカはウイグル強制労働防止法に基づいて、事実上関連製品の輸入を禁止。ヨーロッパ、EUは強制労働によって作られた製品の市場販売を禁止する規制を導入。国際社会が人権への配慮から厳格な対応を取る中で、日本も一応ルールはあるのですが、全く対応できていません。区としてこのサプライチェーン上のリスク、どのように評価して、公共事業や補助金においてどのような基準をつくるのか、そういったことを決めているのか、お伺いいたします。

○環境政策課長 国際的なサプライチェーンでの基準を区としてつくるとするのは、区としての守備範囲というところではなかなか難しいのではないかと考えています。そういった報道などを注視しながら、非常にリスクが高いということであれば、例えば違うところにリスクヘッジをする、方向転換をするというところは、もうフレキシブルにやらないといけないというところで、注視をしているという状況でございます。

○加地まさなお委員 ありがとうございます。情報取っていただいているというのは認識できました。

これも世界の問題なのですが、国連ですよね、さっきから出てきている、いろいろ取組を決めているところです。アジェンダもつくっていると思います。国連を中心に取組が進んでいるこの環境問題、環境に配慮することというのは、私はもう大前提、必要だと思っています。それはもう間違いないです。ここにいる皆さんもそう思っていると思います。一方で、何の疑いもなく推し進められてきたこの環境政策ということが今問題なのかなと。だからこそ根本から見直すと。それには国際情勢の変化というのは非常に重要だと思います。

その中で、まず一つ目なのですが、今年の7月、アメリカのホワイトハウスで、行き過ぎた脱炭素政策が巨額な経済負担になっているとして、1兆ドル、日本で言ったら150兆円ぐらいですかね、そんな規模にも上る規制を廃止するという方向を公式に発表しました。区はこれは認識ありますでしょうか。

○環境政策課長 加地委員の前段のところから認識を申し上げさせていただきたいと思います。

国際的にも、この脱炭素の議論というのは、様々な議論があったというふうに考えてございます。先ほど西の原委員からもIPCCの議論がございました。IPCCの中でも、様々な議論の変遷がございました。そして、2021年に、こちらは地球温暖化というのが人類の活動であることは疑いないというところから、比較的そこからかなり整理がされてきたのかなというふうな認識でございますので、そういったところの状況を私どもは認識しているというところは御説明させていただきたいと考えてございます。

○加地まさなお委員 ありがとうございます。正に情報と両方ちゃんと見ないといけないのではないかなというふうには思っています。

それと、先月、世界中の首脳が集まる国連総会

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

場で、アメリカのトランプ大統領は、この気候変動を世界に仕掛けられた最大の詐欺だと断言しました。御存じでしょうか。

○環境政策課長 そのような発言があったというのは報道であったことは見聞きしてございます。

○加地まさなお委員 同盟国であるアメリカのトランプ大統領、陰謀論なのか、国連というところで発表していること、これは正しいのか、正しくないのかは別として、しっかりと情報として受け止めて、基準にさせていただきたいと思います。

更に、ヨーロッパの同盟国に対し、このグリーンエネルギー詐欺から抜け出さなければ、あなたの国は失敗しますよと、極めて強い言葉で警告しています。これも御存じでしょうか。

○環境政策課長 申し訳ありません、そちらの発言までは認識はございませんでした。

○加地まさなお委員 この辺もしっかりと情報取っていただければと思います。

環境問題、言いますが、本当に大切です。ですが、行き過ぎているのではないかなというふうに感じます。この世界の潮流も、盲目的とにかく削減削減競争から、もう今、環境とともに世界中も経済、本当に大変なことになってます。だからこそ、現実にはバランス型政策へと移行しています。日本もそうなのですが、この足立区も、経済状況が厳しいというのは、多分私は一緒だと思います。先ほどもお伝えしましたが、環境問題、これは取り組んでもらうのですが、足立区のこの環境基本計画指標を見れば、この区の地道な先ほど皆さん委員の方々おっしゃってましたけれども、地道な努力、ごみの排出量の削減など、着実に成果、上げてますし、すばらしい取組だというふうに私は思っています。それを鑑みれば、現在の環境基本計画でも、私は十分に先進的な取組を行っているというふうに思います。評価させていただ

いています。

問題なのは、現在素晴らしい実績、十分にできているのに、更に過剰に、そして数値目標も非現実的と感じられる目標を上乗せしようとしている点だと思います。振り返って今話の中、もう一度お伝えしますが、区の脱炭素政策は、実績から乖離した非現実的な目標を掲げ、CO₂の削減を国外に押し付け、専門委員からも有効性を疑問視され、サプライチェーンで深刻な人権侵害を行使することがあり、その前提は、世界のトップリーダーから詐欺だと断定されている。経済合理性がないと証明されていると私は思います。数字で見る足立でも分かるように、この足立区税収、決して高くない現状で、財政基盤の脆弱な現実を考えれば、貴重な財源、環境政策に投入し続けることを大変懸念しています。限りある財源を考えれば、本来景気をよくするための経済政策に予算を充てるべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○環境政策課長 環境政策が過剰かということと予算をどこに割り振るかというお話かと思います。過剰なところにつきましたら、例えば、CO₂の削減の目標も、先日の部会の中でも様々御議論がありまして、61%というところ、以上にするというような御議論があつてこちらに示されたというところがございますので、様々な御意見賜りまして、皆様のそれこそ★★の情報を整理させていただいて、設定してまいりたいなというところでございます。

あとは、予算の配分につきましては、前回の委員会でも答弁させていただきましたが、私どもとして、環境部といたしましては、予算を財政課の方に計上して査定を受け、議会の方に議案として上程させていただいて御承認いただくと、そのプロセスの中で、様々な優先順位であるとか、そう

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

いったものが整理されるのかなというような認識でございます。

○環境部長 加地委員おっしゃるとおり、環境政策については、大事だという、重要であるということとは共通の認識だと思います。その中で、区としてどういうことができるか、身の丈に合った目標をつくって、区ができることは区でやると。そういうことを目指しておりますので、少しグローバルな世界的な視点から欠けているかもしれませんけれども、決して目標値が異常に高いとか、そういったものを無理に設定してるわけではなくて、本当に目標は目指す、身の丈に合った、そういったものを目指しておりますので、今回の環境審議会の中でも、様々御意見いただきますので、その中で、足立区としての環境基本計画を将来にわたって実効性のあるものをつくっていければというふうに考えてございます。

○加地まさなお委員 ありがとうございます。正に優先順位、プライオリティー、大事です。それと同時に、データも出たとおり、区民との、皆さんとの乖離もあるということをしつかりとデータを見て基準をつくっていただきたいと思います。産業経済部からの報告でもあり、物価高騰に苦しむ事業者が、緊急経営資金をもう求めていますし、区はプレミアム商品券を増額して、景気喚起策、経済政策を行っています。区内経済の活性化こそ今最も必要だというふうに思っています。ここはもう産業経済なので、前回も言わせていただきましたが、産業とともに経済とのバランス、環境とのバランスだと思うのですが、その辺伺いたします。

○環境政策課長 環境部として申し上げさせていただくのは、例えば太陽光パネルの設置補助につきましては、区内事業者2割増額をさせていただくというところでございます。そういったことで、

区内経済を支援したいという思いで、そういったものを設定させていただいてるところもございまして、今後も、産業経済部と議論しながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○加地まさなお委員 ありがとうございます。

最後になります。区内に設置された大量のソーラーパネルは、20年、30年を鉛、カドミウムなど有害物質を含む膨大な量の産業廃棄物が出ます。その対応も、国がまずしていないのに、どんどんどんどん推進しています。今、日本中はメガソーラーで、本来だったら自然環境を守らなきゃいけないのに、自然環境を壊しています。それをいいと言ってるのは、今の日本の環境政策だと私は感じています。将来世代へのこのリサイクル制度とか費用負担の仕組みもないのに、今このまま進んでいったら、これこそ将来世代への負の遺産の先送りだと思いますが、いかがでしょうか。

○環境政策課長 ソーラーパネル、太陽光パネルのリサイクルのシステムは、東京都の方で仕組みがございまして、私どもとしても、そちらの方を周知させていただいてるというような状況でございます。

○加地まさなお委員 分かりました。ありがとうございます。

ソーラーパネルも今一つ取り上げましたが、いろいろな政策、いろいろと世界情勢も見直して、経済の面も見直して、しっかりと根本から計画をつくっていただきたいと要望させていただきます。

以上です。

○長井まさのり委員長 他に質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○長井まさのり委員長 質疑なしと認めます。

各会派の意見をお願いいたします。

○工藤てつや委員 継続で。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○たがた直昭委員 継続をお願いします。

○西の原ゆま委員 私も加地委員のお話を聞いていて、いろいろ考えるところありまして、ソーラーパネルの乱開発というのは、問題は一つとしてあると思います。しかしながら、このソーラーパネルだけでCO₂削減、又は温暖化、効果ガスを生み出しているわけではなくて、それを削減するためにも、地熱発電であったり、様々な発電の仕方があると思いますので、そして、これからやっていくのは環境部だけではなくて、温暖化対策というのは、農林、土木、建築関係、様々な部局と、そして民間の事業者の方々が主役ですというふうに嶋田先生も言っています。こういった方々とも手を携えながら、今起こっている気温上昇、雨の降り方、そして、自然災害で人が亡くなっている、こういった実態に、一人でも多くこの現状に向き合って環境を少しでもよくしていきたい、CO₂削減をして、そして持続可能な地球をつくってきたいということは、これは過剰な目標なのかといえ、一人一人が関わっていく、それを61%を掲げていくというのは、私は道理にかなった専門的な、世界中から集まった専門家の知識から、今、ここに至ったわけでありますので、是非この陳情請願に対しては、採択をお願いします。

○加地まさなお委員 私も今、先ほど言わせていただきましたが、もう西の原委員のおっしゃることもよく分かります。ただ、現実問題、経済どうなってるんだと、世界情勢はどうなっているんだというところで、GX課金とか再エネ賦課金とか税という名前がつかない税金で、区民の皆さんから大量の税金を取っています。それもこの再エネ、環境に対して配慮するということから来てるんです。こんなだましの手口みたいなことをやってる以上、環境問題というのをもう1回根本から考え直さなきゃいけないと思いますので、次回も引

き続き議論していきたいと思いますので、継続をお願いします。

○佐藤あい委員 継続をお願いします。

○長井まさのり委員長 これより採決をいたします。
本件は継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○長井まさのり委員長 挙手多数であります。よって、継続審査と決定をいたしました。

次に(5)受理番号9 足立ブランド認定と認定企業への支援の仕組みの改善を求める陳情を単独議題といたします。

新規付託でありますので、執行機関の説明を求めます。

○産業経済部長 それでは、産業経済部の陳情説明資料5ページをお開きください。

受理番号9 足立ブランド認定と認定企業への支援の仕組みの改善を求める陳情でございます。

陳情の要旨、認定企業への支援の仕組みを改善して、足立区にゆかりのある事業者の活性化をより広げるよう求めるというものでございます。

内容でございます。

1番、足立ブランド事業につきましては、区内産業の優れた製品技術を認定し、PRをしていくと。そして、区内産業の発展と足立区のイメージアップを図ることを目的に創設された事業でございます。

次に2番、足立ブランドの再認定に関することでございます。事業開始から17年経過いたしまして、社会情勢、認定企業の状況に変化が生じていることから、新た認定基準を設けたところです。

認定基準につきましては、下に記載のとおりで、書類選考、企業訪問等を経まして、再認定企業を決定するというふうな中身になっております。

6ページをお開きください。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

令和6年度の再認定の結果でございます。対象企業7社ありまして、2社が辞退をいたしました。その結果、4社を再認定をいたしまして、認定をしなかった企業1社ということで、理由につきましては、(3)に記載のとおりです。

続きまして、3番、F C 足立交流会でございます。こちら、認定企業で構成された任意団体でございます。陳情の中に記載されておりますF C 足立交流会規約違反というふうな内容でございますけれども、令和6年度役員を改選するに当たりまして、役員の選任の解釈について意見が分かれたというふうなところでございます。結果としては、解釈に関して、会員の中で投票実施をいたしまして、その実施の結果を基に役員の改選を行いました。

私からは以上です。

○長井まさのり委員長 それでは質疑に入ります。

何か質疑はございますか。

○工藤てつや委員 すみません、基本的なことを伺いたいと思うのですが、選考に当たっては、第一次選考、第二次選考というのがあると思うのですが、この審査については、こういった機関が対応されているのか。もし選考委員会等々があるのであれば、そのメンバー構成も含めて伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○産業振興課長 審査委員会がございます。こちらにつきましては、それぞれの技術の専門家、学識等をお願いしまして構成させていただいております。

○工藤てつや委員 専門性がやっぱり求められるようなものなのかなと思うのですが、このあたりは、メンバーの状況見て、大丈夫でしょうか。

○産業振興課長 長く見ていただいた方もいらっしゃるし、また、新たに今回再認定が様々な分野がございますので、我々もそれぞれ専門家を探

してお願いしておりますので、その辺は大丈夫だと思ってございます。

○工藤てつや委員 それと第二次選考の中で、企業訪問による現地調査というのがあるかと思います。この場合は、事業者に対してきちんと告知をして、アポを取った上で、現地に伺っているのか。言葉が適切ではないかもしれませんが、抜き打ち的な形で伺っているのか。また、行ったときに、どういう人が行ったのかというのも、ちゃんと事業者さんもお存じでいらっしゃるような状況の中での対応になっているのか伺いたいと思います。

○産業振興課長 訪問につきましては、きちんと事前に日程調整して、企業の方にもお知らせしてございます。

訪問の際にですけれども、我々事務局として職員も同行してございます。ただ、訪問した審査員につきましては、身分を明かすことで、公正性、公平性を欠くことになりますので、そのあたりは明らかにできないということで説明しております。

○工藤てつや委員 その御説明に対しては、きちんと御理解いただいている状況ですか。

○産業振興課長 今回陳情が出ておりますが、それ以外の企業の方からは、苦情は一切来てございません。

○工藤てつや委員 分かりました。

それと、6ページの(3)の非認定の理由というところがございます。これを見ると、非認定企業が1社あったということなのですが、この①の部分、現在製造機械を全て処分しており、製造拠点が無いというふうに記載があるのですが、これは事実ということよろしいですか。

○産業振興課長 事実でございます。

○工藤てつや委員 分かりました。残念ながら、非認定のところが出ているという状況なのですが、この再認定の審査の部分に対して、もし非

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

認定になってしまった事業者さんの方から不服があった場合、何で私たちは選ばれなかったのかというところに対して、お申出があった場合は、区としてどのような対応をされているのですか。

○産業振興課長 丁寧に御説明申し上げますし、今回、非認定の場合は、卒業企業ということで、うちの方から感謝状をお渡しして、ただ、ホームページの方には、引き続き、卒業企業ですけれども、元足立ブランドですということで、素晴らしい企業であるということは残しつつも、ただ、活動として、見本市等に参加ということはできませんということでお話をしてお伝えしてございます。

○工藤つや委員 ということは、きちんと区としてその事業者さんに対してしっかりと御説明をして、御理解をいただいているものというふうに認識してよろしいでしょうか。

○産業振興課長 我々は御理解していただいたと思っています。

○たがた直昭委員 私も、新規ですので確認をさせていただきたいと思います。

確認で、今何社ぐらいブランド、加入されてますか。

○産業振興課長 企業の御都合で、お辞めになる方もいらっしゃるしまして、現在58社となっております。

○たがた直昭委員 平成19年からスタートしまして、この年って、変な話、我々選挙があった年で、それが終わってFCブランドということで、すごい何か画期的な事業だなというのを経験したのです。それから数年後に、やはり見本市等々でビッグサイトとかに、足立ブランドということで、もう真っ白なところに青でダーッと掲げて、すごいもう印象的で、素晴らしい事業だなと思っているのですけれども、これからますますどんどん伸びていただきたいのですけれども、この令和6年

度より新たな認定基準に基づく再認定選考を実施ということなのですけれども、これ、今までも再認定というか、やってたのですよね。

○産業振興課長 過去は再認定をやってございました。ただ、認定基準が全く異なっておりまして、今回は本当に新しい認定基準でやらせていただいております。

○たがた直昭委員 過去の例で非認定になった企業ってあるのですか。

○産業振興課長 過去はなかったと思っております。

○たがた直昭委員 この6ページの(2)のところで、今回、対象企業が7社、そして辞退が2社、再認定4社、非認定1社ということなのですけれども、辞退をされた企業というのはどういう理由で。

○産業振興課長 1社は区外に転居される予定があるですとか、もう1社は、活動にも参加が難しいということで辞退されたという事情がございます。

○たがた直昭委員 分かりました。

あと、非認定の理由ということで、四つ挙げられてまして、拠点がなくて、非常に競争力を保持していくことは難しいうんぬんとか書かれてるのですけれども、これは基本的には、一次選考、二次選考を全部相対しての最終的な四つの理由ということなのですか。

○産業振興課長 たがた委員おっしゃるとおりでございます。

○たがた直昭委員 先ほど工藤委員も言っていましたけれども、審査委員に関しては、専門的な方等々がやられて、こういう審査をされてると思うのですが、人数、何名でやるのですか。大体で。

○産業振興課長 8人程度です。

○たがた直昭委員 そういう方が、厳密に公正に審査されてると思うのですけれども、最後1点だけ、先ほど非認定の企業に関しては、卒業企業と言っ

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

てましたよね。これ、1回もう卒業すると、また再度認定されるということはあるのですか。

○産業振興課長 今回は製造拠点が確認できなかったというところでの非認定となっております。ただ、もし製造をもう一度再開されて、新たに新規認定ということは、可能性はあると思ってございます。

○西の原ゆま委員 私もまず初めに、この陳情説明資料の中に、2、足立ブランド再認定の実施について、令和6年度より新たな認定基準に基づく再認定選考を実施しているとあります。この一次選考、書類において、先ほど委員の皆さんからありましたけれども、製造業もしくは製造行為が区内に生産関連現場の実態があるかとしています。私もこの陳情を調べていく中で見た、その非認定企業は1社ありますが、この非認定企業は、令和6年12月20日の区の通知では、一次選考を通過していました。つまり前回のやり取りしてきた中で、産業経済部長の方から、審査会のときに出た御意見として、そもそも現在は製造拠点が無いんだということが論点であり、そこが一番重要な視点でございましたと述べられていますが、この一次選考では、このような認定基準があって、認定基準どおりに行ってきた、一次選考が通過していると思います。これまで区が、公平公正にきちんと見てきたのであれば、非認定企業は、認定基準を一次選考で通っています。このように、今回出された認定基準どおりに通しているにもかかわらず、一番の理由が製造拠点が無いということであれば、なぜ一次選考が通過できたのでしょうか。これの判断の仕方が不誠実だと思いませんか。F Cの庶務というのは、この足立F C交流会というのは、庶務は足立区産業経済部産業振興課が処理しているとあります。区も誠実な対応が求められてると思います。どうですか。

○産業振興課長 足立ブランドとF C足立は別ものでございますので、一旦整理させていただければと思います。

足立ブランド事業は、産業振興課が行ってる事業でございます。F C足立は、そこで認められた企業様たちが、交流会を主とした任意団体ということですので、我々が主導で行うものは、足立ブランドの認定事業になります。

また、先ほど一次選考なのですけれども、これはあくまで書類の方で確認させていただいております。書類の時点で、今製造しているのだろうかというところが非常に疑問としては残ってございました。ただ、基本的に承認する方向で行きましょうということ、現場で見た上で確認しましょうということ、一次選考は通過してございます。

○西の原ゆま委員 F Cと足立ブランドの違いは、すみません、間違えましたけれども、であれば、その一次選考を、先ほどおっしゃられていたみたいに、書類選考をして、現場を見てということだったのですけれども、この書類選考の一番最初の1番に、製造業若しくはというふうに先ほど説明した実態があるかどうかといったことで、これ通ってるので、だとしたら、これを見た上で、その実態を見た上でとおっしゃっていたのですけれども、だとしたら、この一次選考の理由というのが、基準をどのようにしていけばいいのかとか、今まで、私もこういうふうに一次選考は通ってるけれども、実態見たらなかったからというふうにしたとしても、ちゃんとした説明だとか、誠実な対応が求められていたと思います。この非認定企業というのは、自分たちが認定企業に戻してほしいという意味で、今回意見を述べられているわけではなくて、やっぱり飯塚産業振興課長も言われたように、公平公正な立場に立ってほしいと。何かおかしいと思ったときに、それは責任を持つ

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

て区民のために動いてほしいということで、陳情を出されたそうなのですが、次に移ります。

陳情説明の非認定の理由です。

ここでは、1、現在、製造機械全て処分しており、製造拠点が無い。2、競争が厳しい領域のため、競争力を保持していくことは難しいとあったのですが、非認定の一番の理由は、製造拠点が無いと、この陳情説明のところでははっきりと書いてありますが、この企業が受け取った、非認定企業が受け取った非認定理由について、一番初めに書かれているのは、大手企業との技術、市場競争の厳しさでした。なぜ、これまで、一番非認定をした理由が、製造拠点が無いということで説明、私たちにしてきたのですけれども、実際に届けてもらった非認定理由の1番目に、本人が受け取ったこの企業が受け取ったやつは、大手企業との競争の厳しさという面なのか、この書き方、書面を見ても、この区の陳情説明を見ても、何か不安が募るというか、信頼をそがれていく説明だと思っています。誠実な対応が必要だと思いましたが、いかがですか。

○産業振興課長 我々も、非認定を書くに当たってはかなり心を砕いたところですが、配慮が足りなかったということであれば、今後、進める事業の中では気を付けてまいりたいと思います。

○西の原ゆま委員 やはり、今まで非認定をされたといったこととか、非認定に区がしたということとはなかった件だと思うのですけれども、やっぱりこの企業が受け取る非認定理由と、このように今回出されてきた陳情の区の説明理由が、順番も違えば、そういうことが本当に誠実な対応だということに私は思いません。

次、F C足立交流会の規約について質問したいと思います。

この会長、副会長の任期は1期2年、2期まで

と規約で定めている意義は、会長、副会長を長年同じ方が責任を担い続けることなく、意思決定など、会長が最終決定なので、権限があると思います。2年に1度、会長、副会長の役割を引き継いでいく、責任や役割をそれぞれ2年又は4年と期限を決めて循環させていくためだと思います。

足立区は、F C協交流会との関係においては庶務の役割を担っているの、この規約を定めた理由なども説明していく立場にあると思いますが、どうですか。

○産業振興課長 先ほども申し上げましたが、任意団体でございまして、この規約等も役員の方たちが主導で決めてございます。このため、我々がこの解釈ですとかそういったものに立ち入る権限はないとしてございます。

○西の原ゆま委員 立ち入る権限はないといいましても、これは足立ブランドであって、その足立ブランドに認定された企業の人たちが任意でつくって自主的に活動しているF C足立交流会なので、是非一緒に取り組む姿勢であってほしいと思っております。もう1個、私が聞いたのは、この会長、副会長の任期は1期2年で、2期までだから4年までだよという規約があるのは、ちゃんと引き継ぎをしていく、責任ある会長をい続けさせない、それを循環させていくためだから、この規約があるのだと私は解釈したのですけれども、区としてはどのように解釈していますか。

○産業経済部長 この件に関しては、弁護士相談もしております。弁護士からは、任意団体なので、区が立ち入る話ではないというふうにびしやりと言われております。ですので、これ以上、区としてどうのこうのというふうに、横から口を差し挟むことは、我々としては差し控えたいというふうに、差し控えなければならないというふうに思っております。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

繰り返し申し上げますけれども、任意団体ですので、その会員の中で決めて、解釈なりを定めるのが適当であるというふうに考えます。

○西の原ゆま委員 任意団体なんだということなのですけれども、私、そこでいつも何かはっきりしないというか、区の人たちがちゃんと対応しているというふうに思わないことが、その規約違反が行われているという役員とかメンバーから出されたときに、区は弁護士に相談したという意見も私も意見、2回、3回と聞いてきましたが、弁護士の意見というのは、法的な立場からの助言ですので、それを持ってきて、弁護士の解釈によって、副会長が会長になることはできないはないという、そういうことを言うのは、法的な立場の助言であって、本当に議論すべきことから避けているように私は思うのです。というのは、異議とか疑問が、そのF C交流会の中で出されたとき、顔と顔を突き合わせて話し合うとか、納得が得られないときは、時間をつくってお互いが話し合うとか、不誠実な対応、行き違いがあったら、それを公平公正な立場でつくっていくのが、やっぱりF C足立交流会であって、それを足立ブランドとして担っていて、足立区が認定しているのであれば、区内の中小企業を支える立場になっていただきたい。足立足立と書いてあって、足立ブランドの素晴らしい技術を広めて力を合わせられるように、信頼関係を築いていくことが、今その庶務の役割を担っている足立区だと思いますが、その点に関してかがですか。

○産業経済部長 申し訳ございません。本当繰り返しになって申し訳ないのですけれども、任意団体ですので、やっぱりあくまで、区はそこに横から口を差し挟むことはできません。それは御理解いただきたいと思います。

それから、足立ブランドとの良好な関係という

ふうなところですけども、事務局、ものづくり振興課、係の係長とか係員も含めて、コミュニケーションをしっかりとって、信頼関係の構築には努めているところでございます。

○西の原ゆま委員 任意団体なので、口を挟むことはできないということですが、では、もし、この規約違反が行われていたとか、それが会長が10年以上続いていたとか、明らかにおかしいでしょうってなったときに、足立区は何も言えない、この中は、F C足立交流会の中での任意団体ですので、足立区としておかしいよねとか、こういうふうにしていきましょうよということも何も言えないという立場なのでしょうか。

○産業経済部長 会長10年をやってるからおかしいというお話が今ありましたけれども、会長に関する多選の規定は、そういうことがあるので改めたというのが前回そのときだったというふうに記憶しております。ですから、10年やってるからおかしいというのは、直していただきたいと思いますか、認識を改めていただければと思います。

例えば、規約違反を犯してるから、改めた方がいいというふうな話は、もし気付けば、お話をさせていただくのが妥当だと思います。ただ、今回の事例でいえば、こちらの、規約、文面に関しては、どちらとも取れるというふうな解釈ができるので、では、区が四の五の言うのではなくて、会員の総意でもって投票でもって決めるというふうな結論に、この交流会の中でなったわけでございます。だから、どちらとも取れるものに関して、区がこうすべきだとかああすべきだとかというのは、サジェスションはできませんので、それはF C足立交流会のその投票の結果というのを尊重して、それを受け止めているというふうなことでございます。

○西の原ゆま委員 この役員で投票したということ

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

なのですが、それでも、5人とか……。

○産業振興課長、全員で投票してございます。

○西の原ゆま委員 全員で投票してるということなのですけれども、でも、推薦とか、そういう、ありましたでしょう、11月に。その時点で、規約では、1期2年、2期まで4年までとなっているので、その段階で把握できたのではないのかということが一つあるのです。だとしたら、その推薦されたときに、もうこの方は4年以上になるかと、そういう予想ができると思いますし、それを何も知らされないで臨時総会が開かれたという認識で私はいるのですが、それがなぜこのときに、これでは4年以上になってしまうから、規約どおりになっていないと、規約違反になるということ足を立区としても支えることができなかったのか、その件に関してかがですか。

○産業振興課長 皆さんの推薦で次の役員を決めるというような方法は取ってございます。その推薦いただいた段階では、この規約の解釈についてどうこうという話はございませんでした。9月27日、そのときに交流会の全体会で役員改選の方法について、今回はこういう方法でやりますということで、今回お示ししました意見1の方でやりましょうかということで、役員会の方から話があったものですから、それを皆さんに、役員で規約の解釈について、役員の方は異議はなかったということでございます。その後、11月に一部の企業から、先ほどの違うという意見がございました。1月になりまして、交流会の役員会で、ではどうしましょうかという、こちらの今回の弁護士の御意見も踏まえまして、全体会をやって、皆さんで決を採りましょうということで、2月に改めて今回の経緯を説明しまして、投票を行ったという経緯でございます。

○西の原ゆま委員 経緯をおっしゃっていただいた

のですけれども、やはり推薦の締切りが11月にあった時点で、区は把握をしておりますわけで、そのときに、規約どおりに行けば、この1期2年、2期までなので4年だと、最多得票の人が会長で、次点の2名が副会長に選出しますとお手紙にも書いてありましたが、それが締め切った時点で、どうしてそれを規約どおりにできなかったのか、そしてその3か月後の2月に臨時総会が開かれて、役員の投票が実施されていると。でも、今まである規約どおりだとしたら、4年以上になる役員が選ばれるというのは、規約違反と言われてもおかしくない事態が起きてるのではないかと。陳情者の方は、今までこういった役員の選任で、このようなことは1度もなかったと話しておられました。規約どおりに行わなければいけないにもかかわらず、今回ばかりは規約どおりではなくて臨時総会を開いた。臨時総会で会長、副会長が4年以上になるという説明、FC交流会からの何か説明はあったのか。私はあったというふうには聞いておらず、今まで規約どおり1期2年、再任は妨げないけれども、2期4年という規約で推薦依頼を締め切っています。その人たちの中でなぜ投票しなかったのか、説明は全会員に行ったのですか。

○産業振興課長 規約の解釈、このような方法で行いますということで、全体会で説明してございます。9月7日です、それは。9月7日に全体会で説明しております。規約の解釈について疑義が出されてそれがおかしいということについては、我々が規約違反をしていたということの認識があったかというのは、すみません、その認識はございません。皆さんでこれでよしということで走っておりまして、そこに口を挟む余地はないと思ってございました。

○西の原ゆま委員 その契約違反だよという声が出されたときに、足立区としては、やはり任意団

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

体なので、足立F C交流会のやり取りを見守って
いくことしかできないということなのでしょうか。

○産業振興課長 何回も同じ回答で申し訳ございませんが、任意団体で皆さんで決めることですので、皆さんが決めた結果、このような方法で決まったと考えてございます。我々が何か口を差し挟むというのは、控えさせていただければと思っております。

○加地まさなお委員 ありがとうございます。今質問しようと思ってたのですが、おおむね区の考え方は合ってると思います。法的にも。ただ、あまりにも、任意団体だから任意団体だからというのは、それは私も聞いていて納得がいかないというところがあります。

まず、陳情の要旨、足立ブランド認定と認定企業への支援の仕組みを改善し、足立区に縁のある事業者の活性化をより広げるよう求めるというものであります。足立ブランド事業、これは、区内産業の優れた製品、技術を認定し、そのすばらしさを全国にPRし、ネットワークを広げていくことで、区内産業のより一層の発展と足立区のイメージアップを図ることを目的に、先ほど、たがた委員がおっしゃってくださいましたが、平成19年から開始した事業なのですが、そもそも、今のお話だと、本当はここですべては支援の内容、足立区がこれだけ足立区ブランドとして魅力を広めていくために行っている事業です。支援内容というのを皆さん御存じなのかもしれませんが、改めて具体的にどういったことを、併せて予算もどんな感じなのかというのを教えてください。

○産業振興課長 PRをメインにやってございます。大きなものとしては、お台場で行われております機械要素技術展とそれから、夏場は、機械要素技術展、あと、翌年の春あたりに行われますギフトショー、こちらの大きな見本市に出展して、

足立ブランドを国内、国外にPRしていく、そこでまた皆さんの商談等が進むように支援してございます。

そして、2点目が、PRの一環としまして、冊子の方をお作りしまして、先生方にももう既にお配りしてありますが、冊子を作成するとともに、昨年までは、PR TIMESというところで、ニュースリリースを全社行っていました。そのような活動を行ってございます。

あと、費用の方は、委託事業ということで3,000万円程度掛けてございます。

○加地まさなお委員 ありがとうございます。今のでよく分かりました。しっかりといろいろな出展をされていますし、ブランドの冊子も非常によくできているものだと思いますが、結果はまず出てるのかなというところがすごく必要で、まず、陳情の趣旨にかなうと考えると、まずお互い、正に公平性の話が、さっきからずっと出てきてますが、これ公平に支援されてるのですかねという内容もあるのかなど。私が今聞いている限りは、もう、委託しているので、公平にちゃんと全部の認定ブランドが支援されているというふうに認識しています。その点は分かったのですが、これは足立ブランドで、これ交渉がよくなるようにというふうになってるのですが、その辺の実績というのは取っていらっしゃるんでしょうか。

○産業振興課長 商談件数等はいただいております。

○加地まさなお委員 それは足立ブランドで持っているから、うまく仕事が、交渉がうまくいって、仕事の実績が事業が拡大したよとか、そういったことなのでしょうか。

○産業振興課長 数字的に、足立ブランドだからうまくいったのか、それともその見本市に行ったからなのかと、そこまでの分析はできてございま

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

せんが、それに関しては、かなり詳細な分析が必要かと思います。

○加地まさなお委員 詳細な分析が必要だと思うのですね。なぜかという、平成19年からやってきて、多分今日も陳情者の方がいらっしゃいますけれど、知らない方がほとんどだと思うのですよ。ということは、もう既にこれは付加価値が生まれてないのです。このイメージアップと書いてあるPRというのは、多分、事業者さんが、足立区ブランドに認定されて、この付加価値があって、その事業がうまくいって、これラグジュアリーの考え方なのですけども、そういった視点がないから、足立ブランドも今現状知らない方が多く、ただ予算を付けても結果が出ているのか。先ほどは、この足立ブランドによって事業が拡大できたのか、収益が上がったのかというのはこれからしっかりと事業評価、導入していただきたいと思いますが、産業振興課というよりも、シティプロモーションとかというところが関わりが必要なのではないかと。足立ブランドというのをもっと進めていくにはと、今聞いてて思ったので、これ大変失礼な質問かもしれません。

○産業振興課長 足立ブランドが、あくまでB to Bの方を進めていて、知名度まではなかなか厳しいところがございますが、B to Bということで、確かに見本市に出展したことで、今まで知らなかった企業とつながったとか、そういった業務実績がございます。ただ、知名度が上がったかというところでは、前回、前々回ですか、こちら産業環境委員会で報告させていただいたとおり、区内での知名度はかなり低いような状況になってございます。なので、今後、区内での知名度を高めたいということで、産業環境委員会の方で、今後のPR方法について御提案させていただいたところになっております。

○加地まさなお委員 ありがとうございます。時間がないので最後になりますがこれ、これから話をもっと聞きたいところはあるんですが、製造拠点が無いというところで考えますと、実際例えば素晴らしいアイデアがあって、素晴らしい商品を生み出して、ただ実際、それはアイデアだけで、今はこういうものがあれば、いろいろなブランドとか商品って幾らでも作ることができます。そういった感じで、例えば、外注で、全部物を作っていた場合も、それは製造拠点が無いというふうに判断されてしまうのでしょうか。

○産業振興課長 発注先が足立区内の工場であれば、まだ。あと最終的に検査等がその社内で行われていれば、区内と認めることが可能かと思います。要するに、アイデアだけで、物を外に発注するというところでは、今回我々、ものづくりの視点で支援してございますので、そのあたりは対象外になるかなと思っております。

○加地まさなお委員 ありがとうございます。長くなるので。ものづくりの視点というのがあるのだというのも、今改めて確認させていただきました。陳情の内容、よく分かります。言いたいこともよく分かるので、これもう少し、次に、今大体概要が分かってきたので、質問させていただきたいと思います。

以上です。

○佐藤あい委員 すみません、様々もう既に質問ありましたので、今、伺っていても、やはり、PRだったり、この足立ブランドとしての効果測定は、しっかりと行っていきたいなと思っております。

1点最後に伺いたいのが、今回の非認定理由の1番のこの自社製造でないというところも、今も御説明あったのですが、この委託先が足立区であったけれども、今回、非認定になってるという

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ようなことを伺ったのですけれども、それは違いますでしょうか。

○産業振興課長 現時点で委託先で製造しているという実態が確認できなかったという状況でございます。

○佐藤あい委員 承知いたしました、区としては、今回この非認定になった事業者さんに関しては、業務委託を行っている足立区の工場があるけれども、そこでの製造というのは、実態がないということで、拠点がないという、製造、自社製造でないというような判断になっているということなのでしょうか。

○産業振興課長 業務委託しているというお話もなかったというふうに確認してございます。

○佐藤あい委員 承知いたしました。陳情に書いてある内容だけでは分からない部分だったりとかというところで、まだ確認も必要かなと思いましたので、そのあたりは、また今後、私自身も確認をしていきたいなと思いました。

足立ブランド、とてもよい取組でありつつも、もっと例えば、本当に認知されていなかったりとか、あと、様々区内でB to Bではあるとはいっても、地域団体との連携促進だったりとか、更にまだできることあるのではないかなと思います。現状、区として、今後の制度とかの見直しというところも踏まえて考えていかれたい課題というのがありますでしょうか。

○産業振興課長 やはりきちんと足立内でものづくりを頑張っていただいて、リーディングカンパニーであるというところは支援していきたいと思っています。

PRの方ですけれども、対外的には今後も続けてまいります、区内の方のPRが不足してございましたので、そのあたり、また今年度続けてまいりますと思ってございます。

○佐藤あい委員 是非お願いいたします。私自身も、またしっかりと現状の確認も含めて継続をしたいなと思いました。ありがとうございます。

○長井まさのり委員長 他に質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○長井まさのり委員長 質疑なしと認めます。

それでは各会派の意見をお願いいたします。

○工藤てつや委員 初めて出てきた陳情ですし、もう少し議論を深めていきたいというふうに思いますので、私どもとしましては、今回継続ということをお願いしたいと思います。

○たがた直昭委員 やはり今回初めてで、まだもう少し時間をいただきたいと思いますので、継続をお願いします。

○西の原ゆま委員 今日初めてやり取りをしてきたわけなのですが、先ほど飯塚産業振興課長の方から、9月7日に全体で全役員に説明いたしますとあったのですが、実際10月21日のお知らせには、このように会長、副会長、任期は1期2年、2期は4年までとなりますと、最多得票者、会長、次点の2名を副会長に選出しますと書いてあって、弁護士にも相談してやり取りをして、意見1にしたとするならば、この会長、副会長、同じ職員で、再任は2期まで、会長が副会長、副会長が会長になることは問題ないとか、そういうことも何も書いてありません。このように考えてると。そして、非認定した理由の整合性が合っていない、製造拠点が本当はないのか調べているのか疑問があること、この交流会の規約についてのやり方に不信を抱くようなやり方についても、これからも私も一緒に議論していきたいですし、足立ブランドの認定と認定企業への支援の仕組みを改善していただきたいと陳情者のところにありました。この立場に足立区も立つためにも、採択をお願いします。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○加地まさなお委員 新規ということもありまして、次回、このFC足立の交流のあり方というのも少しまだ質問したいところがありますので、継続でお願いいたします。

○佐藤あい委員 継続をお願いします。

○長井まさのり委員長 これより採決いたします。
本件は継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○長井まさのり委員長 挙手多数でございます。よって、継続審査と決定をいたしました。

○長井まさのり委員長 次に、所管事務の調査を議題といたします。

(1) 二酸化炭素排出実質ゼロに関する調査についてを単独議題といたします。

先ほど陳情の審査で質疑を行いました。本件について、ほかに御意見等ございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○長井まさのり委員長 なしと認めます。

続いて(2) 令和7年度地方都市行政調査についてを議題といたします。

本件の最終的な決定については、前回の委員会の中で、正副委員長に御一任をいただきました。正副委員長で協議した結果、調査する都市と施策につきましては、福岡県北九州市の水素供給利活用拠点都市に向けた取組について、佐賀県のDX推進、スタートアップ支援について、長崎県長崎市の長崎市観光MICE戦略についてを調査することに決定し、議長より委員派遣の承認をいただき、視察地から受入れの了承もいただいております。

事務局の随行は、横塚調整担当係長、庶務係本

多係員です。

なお、詳しい日程等につきましては、後日各委員宛て通知いたしますので、よろしくお願いいたします。

また、調査終了後の調査報告書の取扱いにつきましては、正副委員長に御一任をいただきたいと思いますので御了承をお願いいたします。

○長井まさのり委員長 次に報告事項を議題といたします。

(1) から(6)、以上6件を産業経済部長から、(7)、以上1件を環境部長から報告をお願いいたします。

○産業経済部長 それでは、産業環境委員会報告資料産業経済部の資料の2ページをお開きください。

1件目、緊急経営資金の受付状況でございます。

1番の表にありますとおり、令和7年度上半期849件ございました。昨年の上半期に比べますと、100件ほど増加をしております。

5ページの3、今後の方針等にもありますが、増加しているので、今後の状況、こういったものをしっかりと注視してまいりたいというふうに考えております。

6ページをお開けください。

中小企業人材採用支援助成金の受付状況でございます。

6ページ下のグラフと7ページ右上の表にもありますが、上半期で241件、8、100万円余の交付決定をいたしております。

採用実績につきましては、3番に記載のとおりで、求人広告でもって66人、それから、人材紹介で22人というふうになっております。

8ページ、今後の方針にもありますが、(2)

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

今後は6か月ごとの定着状況の把握と（４）本会議の御質問でもありました年度内の申請回数を増やしていくことを検討してまいります。

9ページをお開きください。

消費喚起策進捗状況でございます。

初めに、Pay Pay商品券でございますが、せんだって補正予算の方をお認めいただきまして誠にありがとうございました。そちらを受けまして、この表にありますとおり、プレミアム率、それから購入限度発行★★を増やしまして、事業の方を進めてまいりたいというふうに考えております。しっかり広報周知等に努めてまいります。

続きまして、10ページ、シートd e商品券事業でございます。

（４）にあります、有効申請数につきましては、9月19日の暫定数ですが、8万6,814件という形になります。今後、この余剰分の商品についての活用について検討を進めてまいります。

続きまして、12ページでございます。

レシートd e商品券事業における個人情報の漏えいでございます。これにつきましては、既に御報告を申し上げたところでございますが、1ページの表にありますとおり、委託事業者が、区に提供すべきディスクのファイルを足立区内の郵便局3局に送ってしまったという内容でございます。そちらに含まれておりました電話番号が、個人情報の漏えいに当たるということで、2の（３）にあります、6,590件というふうになっております。

原因につきましては、添付ファイルを確認するフローがあったのですが、その部分が形骸化していたということと、あと、こういった情報を送信する者が、事業全体の責任者も兼ねていたというふうなところで、4にある再発防止策を施したところでございます。コールセンターを設置をい

たしましたが、問合せとしては21件来ております。

続きまして、14ページ、運輸事業者エネルギー価格高騰対策支援金の受付状況です。

こちらにつきましては、9月30日時点で、表にありますとおり、1,714件申請がございまして、1,696件交付決定、交付額も1億5,000万円余ということで、いずれも昨年の数字を上回っております。

続きまして、15ページ、光の祭典2025の開催でございます。

こちらにつきましては、例年どおり、元渕江公園けやき大通り等で開催を予定しております。今回のイルミネーション特徴ですが、元渕江公園の池のところに、花火を催したイルミネーション、こちらの方を新たに設置をする予定でございます。

16ページの方には、イルミネーションの実施期間、点灯時間等について記載をしております。

雑駁でございますが、私からは以上です。

○環境部長 環境部の報告資料の方を御覧ください。2ページになります。

環境基金審査会、令和7年度第2期の審査結果及び次期募集についてでございます。

7月30日に開催いたしました環境基金審査会の結果でございます。

1番に募集と採択の件でございます。

まず、eco U-30助成が6件の応募があり5件の採択、ファーストステップ助成が2件の応募があり2件の採択でございます。

詳細については、2番の項目、項番2に書いてございますeco U-30につきましては、eco U-30ということだけありまして、東京電機大学ですとか、東京未来大学の方からの応募がございました。

3ページの（２）には、ファーストステップ助

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

成の2件のことについて記載がございます。

最後、4ページでございます。

環境基金審査会は、4月の30日に記載のメンバーで行いました。

また、5番、次期募集につきましては、年末12月にまた募集を開始いたしまして、令和8年3月30日に環境基金審査会を行いまして、また来年度の分をスタートしたいと思っております。

5ページには、環境基金の推移を記載しております。

私からは以上でございます。

○長井まさのり委員長 それでは質疑に入ります。

何かございますか。

○たがた直昭委員 時間もあれですけれども、1点だけ確認をいたします。

8月20日に産業環境委員会のときに、やはり産業経済部長の方からレシートの事業の委託業者の個人情報の漏えい、これについてはもう朝報告がありまして、こういう経緯があったということで、すぐおわびのあれが来たのですけれども、正式に経緯がこういう形で出ております。経緯はもう分かりましたので、1点だけ、8月19日に足立郵便局に連絡をして、誤送信したメールの削除を依頼したと、そういうふうに書いてあります。

8月20日に、今度、足立北郵便局と西郵便局に削除の依頼をしたということなのですから、これ何で1日時期が置いてるんですか。

○産業振興課長 この委託事業者の方から我々に報告があつて、その時間帯がもう夜間になっておりまして、足立郵便局の方で、北局にも西局にも連絡しておきますからという話をいただいたということなのですが、やはり直接行ってくれということで依頼しました。夜間だったということで、西局、北局に直接連絡が取れず、翌日になってしまったという状況になっております。

○たがた直昭委員 原因、再発防止も、様々にかかれておりますけれども、私が1点だけ言いたいのは、去年の8月のやはり後半の委員会でも同じような不祥事というか漏えい事件がありまして、同じ事業でやはり2年連続して、時期的にはもう同じ8月ということなのですから、やはりこの辺は区としてきちんと引き締めていただきたいと、副区長、それだけお願いします。

○副区長 昨年、再発防止ということで、議員の皆様にも御説明したのですが、残念ながら本当にこういう結果になって申し訳ございませんでした。しっかりと今後は誤送信あるいは個人情報漏えいがないように、あるいはミスがないように、徹底させていただきます。

○工藤てつや委員 私の方も時間もあれなので、端的に伺いたいと思います。

令和7年度の区内中小企業人材採用支援助成金の件について伺いたいのですが、8ページで合っているかな、今後の方針の部分です。その部分の(2)のところ、ここの部分について、私も委員会の中できちんと、その後どうなっているのかというのを区として把握してほしいということでお伝えをしておりましたが、こうやって要綱で規定していただいて、本当にありがたく思っております。

その中で、今現状についてはどうなのか、離職率ですとか、その理由についてはというところで、もし把握しているようであれば、ざっくりで結構なので教えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○企業経営支援課長 今年度ですけれども、6か月後の定着状況の報告というところで、今年の初めての把握が5月に実績報告をしていただいた企業に対しての調査となりますので、そちらが11月から開始することとなりますので、そちら、判明

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

次第、こちらの委員会の方でも御報告を進めてまいります。

○工藤てつや委員 ありがとうございます。是非、今回の結果をしっかりと分析していただいて、また次の予算編成に生かしていただきたいというふうに思います。

(4) 番のところ、年度内の申請可能回数を複数とすることについて、令和8年度から導入に向けて検討していくということで、やはり夏に行われました私どもの区内事業者さんとか、各種団体との意見交換の中で、結構これをお申し出される方々、非常に多かった状況があります。また、区長との意見交換の中でも、私の方から是非これを進めていただきたいという要望をさせていただいたのですが、来年度に向けて、今どのようなものを進めているのか、見込みも含めてお聞かせいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○企業経営支援課長 年度内複数回の申請についてですけれども、こちらにつきましては、昨年度の申請、それに占める上限に満たしていない企業の数、そして今年度もまだ年度途中ですけれども、そういった数、そういったものを今精査をしております、今の見込みですと、6割ぐらいの企業が上限に達していないと。そういったところが、年度複数回申請するとなると、かなりの数になってきますので、それをこなすというようなスキームを確立するために、DXですとかそういったところの改善も必要になってくるというふうに、我々の方では認識をしております。そちらに向けても、庁内、そういった担当課の方と連携をしまして、業務改善、そういったところを進めていって、来年度からは、年度複数回の申請というところが可能になるようにというところで、現在検討の方を進めております。

○岡田将和委員 私からは、足立区プレミアム商品

券、P a y P a y 商品券の件でございます。

今回、去年と比べて12月10日から3月10日まで行うということなのですが、このP a y P a y 商品券の案内というのは、区民の皆様について周知するご予定でしょうか。

○産業振興課長 20%の商品券を行いますというのは、既にホームページの方で掲載してございます。補正予算でお認めいただきました30%に変更するという手続を今行っておりまして、ただ、今度の週末、区民まつりの際にも、来場された皆さんにもチラシなどを配布して、PRを開始したいと思っております。

○岡田将和委員 既に20%のプレミア率のものはもうホームページに出してるということもあって、コールセンターの方は9月1日からというふうに既に始まっているという認識でよろしいかと思います。

昨年、P a y P a y だけでなく、a u P a y、d払い、楽天ペイと四つのアプリを活用した消費喚起事業ということで、飲食店の皆様にも、おとしはたしかP a y P a y だけだったように認識してののですけれども、昨年は四つのアプリを活用して、いろいろと飲食店の皆様にも御準備していただいていたかと思えます。今回P a y P a y だけということで、そのあたりの説明ですとか、フォローみたいなものは行っているのでしょうか。

○産業振興課長 今回P a y P a y だけでやりますというところは、まだ個別には飲食店等に行っておりませんが、P a y P a y の商品券が始まりますということで、御案内をお送りする予定ですので、そこでちょっと確認になってしまうかと思えます。

○岡田将和委員 やはり去年は四つのアプリを使ってということで、飲食店の皆様から、何で去年四

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

つもアプリの準備させておいて、今年は一つだけなんだというような声をいただきました。昨年も議題であった P a y P a y 商品券ですとかそういうポイントが、足立区外に流出してしまうというそういういろいろな問題もあったから、今回こういうふうな形になったという認識でよろしいですか。

○産業振興課長 岡田委員おっしゃるとおりでございます。

○岡田将和委員 承知いたしました。飲食店の皆様も協力いただいてこそ消費喚起策だと思いますので、そのあたり丁寧にフォローの方をお願いしたいと思います。

それから、第4回レシート d e 商品券事業の件なのですが、このレシート d e 商品券事業でいろいろなことが起きるなというふうに感じているのですが、申請到着者数8万8,130件、想定10万件ということなのですが、余ってしまった商品券については、今後どのようにお考えなのでしょうか。

○産業振興課長 確実に区民の皆様に活用いただけるように、今、内部で検討してございます。

○岡田将和委員 やはり想定10万件ということと、私も昨年のレシート d e 商品券事業の期間、実施期間と時期等を確認しましたら、今回7日から10日ほど短くなっているということと、あと時期が後ろ倒しになって、結構暑い時期に差し掛かった時期というのも、今回こういうような影響が出るのかなと、自分なりに分析してるのですが、産業振興課の方で分析等は進んでらっしゃいますでしょうか。

○産業振興課長 現在分析を進めておりますが、確かに期間が短かったというところがございます。ただ、申請数、昨年度と今比較して、今後また報告をする予定ですが、1週間単位の申請数は、去年の倍ぐらい来ている時期もございまして、定着、

かなり皆さんに周知度が上がってきたかなという感じでございます。

○産業経済部長 すみません、一つだけ補足です。

後半に岡田委員がおっしゃられた暑さの問題、私も実際感じました。本当に7月上旬の時期で、人通りも少なく、なかなかお買い物してる人も少ないなという、そういう時期にかぶったのも一つあったのかなというふうに思います。

○岡田将和委員 先ほど産業振興課長からありましたそのエリアによって増えてるという、このエリアごとの分析というのも、すごくいいのかなと思ったのですが、是非分析等を進めていただいて、今回余ってしまった1万1,000件、2,000件の商品券分というのもしっかりと活用していただくためにも、あらかじめ早め早めに産業環境委員会の方でもこういうふうに使っていくというような御報告があった方がよりよかったのかなと思いますので、これは要望をお願いいたします。

○西の原ゆま委員 私も手短かに頑張っていきたいと思います。

消費喚起策の進捗状況について、9ページのところなのですが、この間、日本共産党足立区議団のはたの委員が、総務委員会、決算特別委員会で行ってきました物価高騰対策として P a y P a y の商品券だと。あまりにも狭い、10セットまでで、最高4万円を出して購入することになる。4万円も出せない人もいると思うし、P a y P a y に入っていない方は、このプレミアム商品券も購入できない。そして、P a y P a y を登録したくても、運転免許証もマイナンバーカードを持っていない方は登録もできないとあって、それに対して区は、決算特別委員会で、今回は既存のスキームを拡充させて、いち早く提供したいということで、P a y P a y 商品券となったと答弁が

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ありました。物価高騰対策の柱として、P a y P a y 商品券なのだというのに、P a y P a y 商品券は12月からになりますよね。ということなのですけれども、台東区は、お米券を区内の全ての世帯に配ると発表して、10月から配布が始まります。9月の下旬にお知らせのはがきがもう届かれています。こちらかなりスピーディーに動いていて、ホームページ見てもトップに全世帯にお米券配布しますと表示されています。お米が高い、早く安くなることを望むと本当にたくさんの声を私も聞いてきました。5キロ2,000円台で、低価格のものもスーパーに並んでいるという答弁も代表質問でありましたが、私は買物に行って、5キロ2,000円台のお米をいまだに見付けたことがありません。物価高騰対策というのは、本来、このようにスピードある、そして区民の要望に応えるならば、お米券という選択をすべきだと思いますが、いかがですか。

○産業経済部長 産業経済部自体は、区内産業の振興というふうな視点でやってございますので、広く飲食店ですとか、小売店ですとか、適用される場所について今回考えさせていただいた次第ということで、このP a y P a y 商品券については捉えていただければというふうに思います。

○西の原ゆま委員 区内産業を支える立場であるのだとしても、飲食店でお米がなくて、皆さん一生懸命安いお米を探し回って、備蓄米売ってるよというところをみんなで情報を共有しながら買っている現状もあるかと思います。区内産業を支える立場でも、お米券というのは助かると思います。

次なのですけれども、ほかの委員からもありましたレシート d e 商品券の委託事業にある個人情報漏えいについて、これまでも要望してきましたけれども、これだけたくさんの人たちが関わっていて、情報漏えいしてしまったというのは重く

受け止めないといけませんので、もうここを機会に、区内事業者をお願いをして、区内産業を支える足立区になってほしいと思います。要望したいと思います。

最後に、運輸事業者エネルギー価格高騰対策支援金について質問します。

私たち日本共産党は、対象を拡充してほしい、緑ナンバー以外の配送業者、お弁当、建設業の人たちも対象にしてほしいこと。3か月では短期間なので、期間を延ばしてほしいこと、そして来年も実施してほしいことを要望してきたのですが、いかがでしょうか。

○産業振興課長 緑ナンバーの、持っているというところは申し訳ございません、崩すことは難しいかと思いますが、緑ナンバーを持っている建築業者の方等であれば、申込みができるような方法はあるのではないかと考えております。

来年度どうするかという点でございますが、今国の方の動向、ガソリンのみならず軽油も見直すというような動向がございますので、こちらの方を注視しながら、我々も支援策をどうするかということは検討を続けてまいりたいと思います。

○西の原ゆま委員 この支援は、3か月という申請期間、とても短いと思うのですが、これを延ばしてほしいと思っています。

個人タクシーの方がたくさんいて、これを申込みされた方、とても助かったという声をいただいたのですが、一方で、周りの個人タクシー、みんな知らなかったもので、周りに声掛けをしていると。これだと3か月で本当に足りない、制度を知らずにそのまま流れてしまっている個人タクシーの方も多のお話がありました。是非、このエネルギー高騰による支援として、区が打ち出したもので、本当に歓迎されている大事な制度なので、申請期間の延長を3か月と言わず、もう少し延ば

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

していただきたいと思いますが、その点に関してかがですか。

○産業振興課長 今年度について更に延長というのは、申し訳ございませんが難しい状況でございます。ただ、次回の制度設計を考える場合には、皆様の御意見、様々参考にしながら、よりよい、もし実施するとなった場合は、改善策が必要かと思っております。

○加地まさなお委員 すみません。私も端的に2点だけ。まず、プレミアム商品券、Pay Pay商品券の方です。これは決算特別委員会でも富田委員の方から質問させていただきましたが、本当に1回しか購入できないよということ、これ本当に周知の仕方を考えていただいて、先ほどの話ではないのですが、若者、働き世代とかもやっぱりYouTubeとかショート動画を見るので、そこは取り組んでいただきたいなというふうに思うのですが、いかがでしょうか、周知の仕方です。

○産業振興課長 今、ホームページですとか、区が持ち得るSNSやツイッター等は、様々駆使して行いたいと思います。ただ、ショート動画については、どの程度できるかというのは我々もまだ初めてですので、その辺はまだ今後の検討課題と思っております。ですが、私のレベルでは、動画に付いていけなかったという、動画を見ながらやったら、付いていけなかったというところがありまして、考え方も様々かなと思っております。

○加地まさなお委員 分かりました。だとしたら、もうホームページ開いた瞬間に、1回しか買えないよぐらいに落としておいてください。ではないと分からないと思います。と同時に、このサポートを委託してます、手厚い、ほかの自治体に比べれば手厚いので、ここで相談に来た内容ですよね、それと購入に至った経緯とかも詳細に取っていただきたいと思います。それで報告していただきたい

いと思うのですが、いかがでしょうか。

○産業振興課長 行った手続等はデータを取っておりますので、今後報告できるようにまとめてまいりたいと思います。

○加地まさなお委員 最後に、レシートde商品券事業、この個人情報漏えいの方、前回も言いましたが、これヒューマンエラーにもなりますし、なくなるというふうには思っていますが、今後、先ほどのたがた委員から、岡田委員ですね、2年連続、これ2回連続続いているということですよ。なので、次から対応の仕方というのは変えなきゃいけないのではないかなというふうに思います。厳しいかもしれませんが、委託契約における再委託の禁止とか、監査、権限とか、違約金の発生とかも、もっと、もう少し見直して行っていないと、再発防止にはならないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○産業振興課長 その契約の違約ですとか、採択禁止という部分について、もう少し我々も研究させていただきたいと思いますが、やはりかなり手順も、今回、お互いに確認しながら進めてまいりました。今回本当に一番多忙になってくる時期に、こういうヒューマンエラー的な部分が起きたというところがございますので、その再発防止策、そちらもきちんと書き込んで、相手にまた再確認しながら進めるような、もし実施することが皆さんに今後、検討の中で案として出てくるようであれば、全ての委託業務に関わることでありますので、この個人情報を扱う際のメール送信の手順については、詳細に仕様書にきちんと確認できるようにしたいと思います。

○加地まさなお委員 ありがとうございます。是非要望させていただきます。これはもう、この事業だけではなくて、委託事業に関してしっかりと見直さないと、ほかでも同じようになってしまうと

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

思いますので、起きたことに対してしっかりと対応すれば、次回からは足立区もちゃんとやってるのだなというふうになると思いますので、強く要望させていただきます。

以上です。

○長井まさのり委員長 他にありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長井まさのり委員長 なしと認めます。

————— ◇ —————

○長井まさのり委員長 次に、その他に移ります。

何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長井まさのり委員長 なしと認めます。

以上で本日の案件は全て終了いたしました。

これをもちまして産業環境委員会を閉会いたします。

午後零時21分閉会

速報版